

## 厚岸町議会 第2回定例会

平成29年6月28日  
午前10時00分開会

●議長（佐藤議員） ただいまから、平成29年厚岸町議会第2回定例会を開会いたします。

●議長（佐藤議員） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

●議長（佐藤議員） 日程に先立ち、表彰の伝達を行います。

去る5月15日、厚岸町で開催されました釧路町村議会議長会定例会において、大野利春議員、堀守議員及び石澤由紀子議員の3名が町村議会議員として10年以上表彰を受賞されましたので、厚岸町議会会議運用内規93の規定に基づき、表彰の伝達を行います。

大野議員、堀議員、石澤議員は演台前までお進みいただきたいと思っております。

（表彰の伝達）

●議長（佐藤議員） 以上で、表彰の伝達を終わります。

●議長（佐藤議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、1番、大野議員、2番、中屋議員を指名いたします。

●議長（佐藤議員） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

委員長の報告を求めます。

5番、竹田委員長。

●竹田委員長 議会運営委員会報告を述べさせていただきます。

6月26日午前10時から、第2回議会運営委員会を開催し、平成29年厚岸町議会第2回定例会の議事運営について協議しましたので、その内容について報告いたします。

議会側からの報告として、議会運営委員会報告、諸般報告、例月出納検査報告、総務産業常任委員会所管事務調査報告書、厚生文教常任委員会所管事務調査報告書があります。

町長側からの報告として、行政報告があります。

議会側からの提出案件は、会期の決定、2常任委員会及び議会運営委員会から、各委員会閉会中の継続調査申出書、議員の派遣についてであります。

いずれも本会議で審査することに決定しました。

次に、町長提出の議案等についてであります。

報告第1号から報告第6号までは、専決処分事項の報告など6件で、いずれも本会議で審議することに決定しました。議案第31号は、平成29年度一般会計補正予算1件であります。審議方法は、議長を除く12名をもって構成する平成29年度一般会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査を行うことに決定しました。

議案第32号から議案第55号までは一般議案24件、議案第56号から議案第62号は、一部改正条例7件で、いずれも本会議において審議することに決定しました。

一般質問は6人であります。

本定例会の会期は、6月28日から30日までの3日間と決定しました。休会日はなしといたします。

以上、議会運営委員会報告といたします。

●議長（佐藤議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（佐藤議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましたとおり、本日から30日までの3日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から30日までの3日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

●議長（佐藤議員） 日程第4、諸般報告を行います。

まず、本定例会に提出され、受理されております議案等は、別紙付議事件書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、平成29年3月6日開会の第1回定例会終了時から本日までの議会の動向は、おおむね別紙報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、平成27年第2回定例会において設置されました広報特別委員会の委員の任期が4月30日をもって終了したため、平成29年5月1日から平成31年4月30日までを任期とする広報特別委員会委員について、厚岸町議会委員会条例第7条4項、ただし書きの規定により委員指名を行いました。

なお、平成29年6月20日に第6回厚岸町議会広報特別委員会が開催され、委員長に杉田委員、副委員長に佐々木亮子委員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

また、今般、釧路東部消防組合議会及び釧路公立大学事務組合議会の報告書が提出されております。関係資料は別途、議員控室に備えてありますので、ご了承いただき、閲覧の上、参考に供してください。

以上、諸般報告といたします。

- 議長（佐藤議員） 日程第5、例月出納検査報告を行います。

今般、監査委員より、別紙のとおり例月出納検査報告が出されております。ご参考に供していただきたいと思います。

以上で、例月出納検査報告を終わります。

- 議長（佐藤議員） ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許したいと思います。

町長。

- 町長（若狭町長） おはようございます。

平成29年厚岸町議会第2回定例会の開会に当たり、お許しをいただきまして、一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。

私は、去る6月13日に告示されました厚岸町長選挙におきまして、町民の皆さんをはじめ、各方面から力強いご支援と温かいご厚情を賜り、5選を果たすことができ、7月13日から引き続き町政を担わせていただくことになりました。私に課せられた重責におさら身の引き締まる思いであり、多くの町民の皆さんから寄せられた信頼と大きな期待をしっかりと受けとめ、その負託に応えるため、この5期目をこれまでの4期16年間の延長としてではなく、これからも緊張感を持って、常に志したときの初心と意気込みを持って、全身全霊で職務に邁進する決意であります。町議会議員の皆さん並びに町民の皆さん、どうか私に対し一層のご支援とご助言を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

ここに、7月13日から4年間にわたって町政を担当するに当たり、私の所信の一端を申し上げます。

去る3月の町議会第1回定例会において、平成29年度の町政執行方針を申し上げたところですが、第5期厚岸町総合計画が残り3年、昨年策定した厚岸町未来創生総合戦略も2年目を迎え、これらに掲げた施策や取り組みを総合的に実行することを基本としながら、まず、町の元気の源である第1次産業の振興、特に基幹産業であります漁業と農業の振興は重要な課題であります。漁業と農業を中心とした第1次産業の振興を図ることによって、第2次産業、第3次産業の関連する産業にも活力を与えるとともに、その相乗効果として、雇用の拡大にもつなげてまいりたいと考えております。

今、幸いにも、厚岸町は「弁天かき」や「極みるく65」といった新ブランドの誕生やウイスキー蒸留所の稼働開始などによって、町の産業、経済が活発に動き始めてきております。この機を逃すことなく、新たに誕生したブランドと組み合わせた新商品の開発を促進することで、観光振興にもつなげていかなければならないと考えております。

次に、町に長く住み続けてもらうためには、結婚支援と妊娠に至るまでの時期から育児期の支援の充実や子育て支援サービスの充実と経済的な支援に加え、教育活動の充実に向けた取り組みも重要な課題であります。特に、子育てに対する経済的支援は必要不可欠であり、必要な予算の確保を図り、子どもを安心して産み育てられる町を築いてま

いりたいと考えております。

また、健康づくりの推進や地域医療の確保、高齢者への支援、快適な生活環境の確保、防災体制の強化や避難体制の充実などにかかわる施策や取り組みも重要であり、これらを推進することで、誰もが安心して暮らせる・暮らしたくなる町を構築してまいります。

次に、進学などで一時的に転出した若者がいずれはふるさと厚岸に戻って暮らしたいと思える、また、人々が厚岸に行ってみたい、住んでみたいと思われるような移住、交流の取り組みも重要であります。そのためには、他の町に負けない魅力ある町を目指す必要があります。特に、個性ある観光、魅力ある観光地づくりのため、観光推進体制を強化するための施策、取り組みを進めてまいります。

今申し上げたとおり、これら全ての施策や取り組みを完遂させることこそが人口減少を食い止めることにつながると考えております。何としても、この一大危機を乗り越え、厚岸町が元気で活力ある町として存続、発展できるよう新たな発想に立ち、産業面から福祉面まで幅広く施策を結集させた取り組みを進め、次の世代に引き継いでまいりたいと考えております。

さらに、高速道路の延伸整備やJR花咲線の運行体制の維持、継続、衛生管理型漁港施設の整備、厚岸道立自然公園の国定公園化、育成牛預託施設設置事業の推進などについては、北海道や国を動かさなければならない本町にとって重要な政策課題であり、なお一層の要望活動、働きかけを行ってまいります。

また、既に協議会を設置し、検討、協議を開始している地域公共交通に関する問題についても、慎重に議論を重ねながら、本町における地域公共交通のあるべき姿を見出してまいりたいと考えております。

一方、平成32年度からスタートする第6期厚岸町総合計画の策定が目前に迫ってきております。早ければ来年度早々から、その準備に取りかかることになると思います。

以上、5期目に向けた私の思いの一端を申し述べさせていただきましたが、どのような課題も一人で成し遂げることはできませんし、行政のみで達成することも困難であります。町民の皆さんはもとより、主権者である町民の代表機関であります厚岸町議会のご協力が何よりも必要不可欠であります。皆さんの深いご理解とご支援、ご指導を切にお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

●議長（佐藤議員） 以上で、町長からの発言を終わります。

●議長（佐藤議員） 日程第6、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

●町長（若狭町長） 後期高齢者医療保険料及び国民健康保険税の軽減判定誤りによる過大・過小徴収があったことについて報告をさせていただきます。

平成28年12月28日付で、北海道を通じ厚生労働省から、後期高齢者医療の保険料軽減判定におけるシステム誤りについての通知があり、同省が開発した後期高齢者医療事務処理システムにおいて、保険料の軽減判定を行う際に、軽減判定所得の計算では認めら

れていない自営業者の青色申告専従者の給与などを経費として損益計算していたことが原因となり、平成20年度の制度発足から、世帯主または本人が青色申告を行っている被保険者のうち一部の方について、保険料の均等割部分の軽減判定が誤って行われ過大・過小徴収が起きた問題で、当町の被保険者について確認したところ、3件、3人について5万9,200円の過大徴収があったことが判明したところであります。

また、この問題を受け、平成29年1月11日付にて、北海道から同様の取り扱いをしている国民健康保険税の軽減判定について調査の依頼があり、確認したところ、2件、8万6,400円の過小徴収、11件、79万1,800円の過大徴収、合わせて13件、10人の徴収誤りが判明したところであります。過小徴収2件に該当する方についても、他の年度に過大徴収があることから、結果として追加徴収となる方はおりません。

対象となった方への対応については、既に担当職員が対象者のお宅へ出向き、おわびと説明を行った上で手続を進めており、後期高齢者医療保険料については、6月20日に還付加算金3,500円を含め還付を完了しております。

しかしながら、この問題に対処するため厚生労働省が各広域連合に配付したソフトウェアに対象者を抽出し切れないというさらなる誤りが判明したため、これが修正される10月以降において新たに対象者が発生する可能性があることから、その際には今回と同様、速やかに対応していきたいと考えております。

また、国民健康保険税については、6月30日に還付加算金9万1,200円を含め還付を完了する予定で作業を行っているところでありますが、軽減判定誤りによる過大・過小徴収により納税された皆様にご迷惑をおかけしたことに對し深くおわびを申し上げますとともに、今後については、関係法令解釈の理解の徹底と確認体制を強化することで再発防止に努め、信頼回復に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、後期高齢者医療保険料及び国民健康保険税の軽減判定誤りによる過大・過小徴収についての行政報告とさせていただきます。

●議長（佐藤議員） これより、行政報告に対する質疑を行います。

なお、報告に対する質疑は、厚岸町議会会議運用内規22にありますとおり、内容の疑義をただす程度にとどめていただきます。

ございませんか。

5番、竹田議員。

●竹田議員 今回の行政報告の内容なんですけれども、議員さんのテーブルにペーパーとして配られていないんですよね。

●議長（佐藤議員） ちょっと休憩。

午前10時23分休憩

午前10時31分再開

●議長（佐藤議員） 再開します。

ただいま、町長の行政報告の資料をお配りいたしました。よろしいですか。

5番、竹田議員、ありますか。発言ありますか。

5番、竹田議員。

●竹田議員 本人の返還についてなんですけれども、議員協議会でも聞いたことですが、最終的に本人に返還になる時期というのは、目処としてはどのぐらいの時期になるんでしょうか。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 基本的には、今確定している部分につきましては、後期は6月20日、それから、国保については6月30日までに還付の支払いを終えることとなりますが、町長の報告の中にもございました後期の保険料の部分につきましては、厚生労働省の抽出のためのソフトウェアに一部誤りがございまして、その修正が来て、さらに追加の還付の対象となる可能性がある方が抽出されるのが10月以降ということになりますので、もしその時点で厚岸町にいる被保険者の方でその対象となる方が出れば、決定した時点で速やかに還付、それから加算金が出る場合は、加算金の計算をして処理をさせていただきたいと考えてございます。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ、以上で、行政報告を終わります。

●議長（佐藤議員） 日程第7、報告第1号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

●税財政課長（星川課長） ただいま上程いただきました報告第1号 専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

今般、国は、平成29年度地方税制改正として、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令を平成29年3月31日に公布し、原則として同年4月1日から施行しました。この法律の施行に伴い、平成29年度の町税課税事務の執行上、町税条例を直ちに改正し、4月1日から施行することが必要となり、特に緊急を要し、議会を招集する時間的な余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基

づき、平成29年3月31日付をもって町税条例の一部を改正する条例を専決処分により施行いたしましたので、同法同条第3項の規定によりご報告し、議会の承認を求めるものであります。

議案書2ページ、総総専第1号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

町税条例の一部を改正する条例であります。

改正内容につきましては、別紙お手元に配付の報告第1号説明資料の新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表をごらんください。

1ページになります。

第27条は、個人町民税の所得割の課税標準についての規定で、第4項は、特定配当等に係る課税について、課税方式は総合課税または申告不要または申告分離課税のいずれかにより決定することは変更ございませんが、これらの課税方式を明確にするため規定内容を整備するものであります。

第6項は、特定株式等譲渡所得割に係る課税について、次ページまでわたりますが、課税方式は源泉分離または申告分離のいずれかにより決定することは変更ありませんが、これらの課税方式を明確にするため規定内容を整備するものであります。

2ページ、第28条の9は、配当割額または株式等譲渡所得額の控除についての規定で、字句の追加及び改正であります。さきにご説明いたしました第27条第4項の規定を追加しましたので、この条において引用しております申告書の名称を改めるほか、字句を整理するものであります。

第33条の7は、次ページまでわたりますが、法人の町民税の申告納付についての規定で、第1項及び第2項は字句の改正、第3項は字句の改正及び追加であります。この第3項において、法人町民税の申告納付の納期限について、納期限の延長があった場合は延長された納期限とするとしている規定を、第5項第1号においても同様とするための字句の追加であります。

3ページ、第5項は、字句の追加であります。「前項の規定にかかわらず」の追加は、前項の第4項では、法人町民税の延滞金の期間に関し、基礎となる期間から一定の期間を控除する規定であります。その規定を適用しないとする規定の整備であります。

4ページ、第6項は、字句の改正及び地方税法の改正による引用項番号の改正であり、引用規定の内容には変更ございません。

第7項は、字句の改正であります。

第33条の9は、次ページまでわたりますが、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続についての規定で、第1項は字句の改正、第2項は字句の追加であります。この第2項において、法人町民税の不足額の納期限について、納期限の延長があった場合は延長された納期限とするとしている規定を、第4項第1号においても同様とするための字句の追加であります。

5ページ、第4項は、地方税法の改正に合わせ、延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定を改正するものであります。税額を増加させる更正があった場合の延滞金の計算の基礎となる期間から控除する期間の規定について、期間の末日を修正申告書を提出した日または更正もしくは決定通知をした日までとする規定を追加するものであります。

第46条は、次ページまでわたりますが、固定資産税の課税標準についての規定で、第8項は、地方税法の改正により、震災により滅失した償却資産にかわる償却資産を取得した場合の固定資産税の課税標準の特例の追加による引用条番号の改正であります。その課税標準の特例は、最初の5年度分に限り、課税標準を2分の1とする規定が追加されております。

6ページ、改正後の第46条の2は、新たに追加となった条であります。地方税法の改正に伴い、地域決定型特例措置、いわゆるわがまち特例における特例割合を規定するものであります。

第1項は、地方税法第349条の3第28項に規定する家庭的保育事業において、当該事業の用に供する家屋及び償却資産について課税標準を軽減する規定であり、その割合は地方税法の規定を参酌して2分の1とするものであります。

第2項は、地方税法第349条の3第29項に規定する居宅訪問型保育事業において、当該事業の用に供する家屋及び償却資産について課税標準を軽減する規定であり、その割合は地方税法の規定を参酌して2分の1とするものであります。

第3項は、地方税法第349条の3第30項に規定する事業所内保育事業において、当該事業の用に供する家屋及び償却資産について課税標準を軽減する規定であり、その割合は地方税法の規定を参酌して2分の1とするものであります。

なお、現時点において、当町における該当施設はございません。

改正後の第46条の3は、固定資産税の税率についての規定であります。さきにご説明した条の追加による条番号の改正であります。

第47条の2は、区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税の補正の方法の申し出についての規定で、居住用超高層建築物、いわゆるタワーマンションの補正の申し出に係るもので、地方税法施行規則の引用項番号を追加するものであります。これまでは1棟を各所有者の専有床面積により案分し、それぞれの税額を算定し、高層階と低層階で床面積が同じであれば税額も同じでしたが、改正後は区分所有者全員の協議による補正方法の申し出に改正されたことによる引用条番号の改正であります。

第47条の3は、次ページまでわたりますが、区分所有に係る敷地の用に供されている土地に対して課する固定資産税の案分の申し出についての規定で、第1項は字句の改正、7ページ、第2項は字句の改正及び被災市街地復興推進地域に対する規定の追加であります。震災に遭った区分所有家屋についての土地の税額は、震災等発生後3年度分に限り、所有者の申し出により従前の供用土地に係る税額の案分方法と同様の扱いを受けられることとなっておりますが、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分とする規定の追加であります。

第3項は、字句の改正であります。

8ページ、第60条の2は、被災住宅用地の申告についての規定で、第1項及び第2項は、字句の改正及び被災市街地復興推進地域に対する規定を追加する改正であります。被災住宅用地については、被災し住宅がなくなっても被災後2年度分は住宅用地特例の該当としており、さらに災害対策基本法による避難指示が行われた場合には、被災後3年度分となっております。今回は、被災市街地復興推進地域に指定された場合は4年度分とする規定を追加するものであります。



次に、附則の改正についてであります。附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例についての規定で、特例期間を3年間延長し、33年度とするほか、字句の改正であります。農業を営む人が飼育した肉用牛の売却に係る事業所得の免除措置を、現行では平成30年度までの適用期間を3年間延長して、平成33年度までとするものであります。

9ページ、附則第10条は、固定資産税の課税標準に関する読みかえについての規定で、地方税法の改正による引用条番号の追加であります。この規定は、第46条第8項を読みかえる規定で、地方税法に基づく課税標準の特例を受けた場合には、第46条に規定する通常の課税標準の規定にかかわらず、地方税法による特例後の課税標準が適用されます。改正は、さきの第46条の改正内容で説明した被災代替償却資産の追加による地方税法の規定条番号が追加となっております。

附則第10条の2は、地域決定型特例措置、いわゆるわがまち特例における特例割合を定める規定で、第5項から第11項までは地方税法の改正による引用項番号の改正、第12項、改正前の規定は一定の設備に対する特例割合の適用が廃止となり、改正後では、新たに特例割合の適用を受ける施設の課税標準の特例措置を追加するものであります。廃止された特例割合の対象設備は、自然冷媒を利用した一定の業務用冷凍冷蔵機器に対して講じられるもので、ノンフロン製品が対象となっておりましたが、適用実績が僅少であり、今後の適用も見込めないことから廃止となったものであります。

なお、当町においても適用はございません。

また、新たに特例割合の適用となる施設は、事業主が平成29年から30年度に子ども・子育て支援法に基づく国からの補助を受け、企業主導型保育事業に供する施設を設置した場合に対象となるもので、その施設に供する固定資産の課税標準の価格を最初の5年間、これを軽減するものであり、その割合を地方税法を参酌し、2分の1とする規定であります。

なお、現時点では、当町に対象となる施設はございません。

附則第10条の3は、12ページまでわたりますが、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定で、第2項は、地方税法の改正による引用項番号の改正で、規定の内容に改正はございません。

10ページ、第4項は、字句の改正及び地方税法施行令の改正による引用項番号の改正であります。引用規定は、新築されたサービス付き高齢者向け住宅である一定の賃貸住宅への最初の5年度分、課税標準を3分の2軽減する規定であります。一部要件が変更され、1棟当たりの要件が5戸以上から10戸以上へ、床面積要件が280平方メートルから210平方メートルへ変更されております。

なお、当町には該当施設はございません。

第5項及び第6項、地方税法施行令の改正による引用項番号の改正で、規定の内容に改正はございません。

第7項及び次ページ、第8項は、地方税法施行規則及び施行令の改正による引用項番号の改正で、規定の内容に改正はございません。

改正後の第9項と第10項は新たに追加となった項で、第9項は、特定耐震基準適合住宅に係る提出書類の規定の追加であります。地方税法において、これまでの耐震改修工

事でさらに長期優良住宅の認定を受けた場合の軽減措置について追加され、最初の1年分の課税標準を3分の2減額する軽減であります。

第10項は、特定熱損失防止改修住宅または特定熱損失防止改修住宅専有部分に係る提出書類の規定の追加であります。地方税法において、これまでの熱損失防止改修住宅でさらに長期優良住宅の認定を受けた場合の減額措置について追加され、最初の1年分の課税標準を3分の2軽減するものであります。

12ページ、また新たに2項が追加となったことから、改正前の第9項は2項繰り下げとなり第11項となるほか、あわせて地方税法施行規則及び施行令の改正による引用項番号の改正となっておりますが、規定の内容に改正はございません。

附則第16条は、次ページまでわたりますが、軽自動車税の税率の特例についての規定で、第3項は項の追加による字句の改正、改正後の第5項から第7項は新たに追加となった項であります。いわゆるグリーン化特例についての規定であります。それぞれの項で規定している軽自動車ごとに軽自動車税の軽減を2年間延長するとともに、税額を軽減税額へと読みかえる旨を規定しております。

なお、軽減税額はこれまでと変更ございません。

附則第16条の2は、次ページまでわたりますが、軽自動車税の賦課徴収の特例を規定するもので、自動車メーカーによる不正行為に起因して納付不足額が生じた場合における賦課徴収に係る特例を規定するものであります。

第1項は、軽自動車税の特例の該当の判断は、国土交通大臣の認定等に基づき判断する規定を追加。

第2項は、偽りその他不正の申請により税額に不足額がある場合、申請者等を所有者とみなす規定の追加。

第3項は、偽りその他不正の申請による不足額に係る加算金の規定について、不足額に100分の10を乗じて計算した金額を加算する規定の追加。

14ページ、第4項は、偽りその他不正の申請による不足額に係る納期限の読みかえ規定の追加であります。

附則第16条の3は、次ページまでわたりますが、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例についての規定で、個人町民税の特定配当等に係る課税方式は総合課税または申告不要または申告分離課税のいずれかにより決定することは変更ありませんが、これらの課税方式を明確にするため規定内容を整備するものであります。

15ページ、附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例についての規定で、特例期間を3年間延長し、32年までとするほか、字句の改正であります。

附則第20条の2は、次ページにわたり、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例についての規定で、第4項は、個人住民税の特例適用配当等に係る課税方式は総合課税または申告不要または申告分離課税のいずれかにより決定することは変更ございませんが、これらの課税方式を明確にするために規定内容を整備するものであります。

附則第20条の3は、次ページにわたり、条例適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例についての規定で、17ページ、第4項は、個人町民税の条約適

用配当等に係る課税方式は総合課税または申告不要または申告分離課税のいずれかにより決定することは変更ありませんが、これらの課税方式を明確にするため規定内容を整備するものであります。

第6項は、申告書様式が附則第20条の3第4項に規定されたことによる字句の改正であります。

18ページ以降の改正につきましては、軽自動車税に関する改正で、消費税率の導入時期が延長されたことを受けての改正であります。

附則第5条の改正は、平成26年第2回定例会で議決をいただきました町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の未施行部分を改正するものであります。

18ページ、附則第6条は、軽自動車税の軽減に関する読みかえ規定であります。軽自動車税環境性能割導入時期の変更に伴う規定の整備として、改正前は、平成29年4月1日施行日でありましたが、それに溶け込む前に施行日を、改正附則において施行期日を平成31年10月1日へ改正するものであります。

次に19ページ、附則第6条の改正は、平成28年12月定例会で議決をいただきました町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の未施行部分を改正するものであります。

第1条の2は、改正本則において追加した規定を適用期間後に削除と規定する改正を追加するものであります。

20ページ、改正規定第2条の改正、及び21ページ、附則第1条、施行期日の改正は、軽自動車税の環境性能割導入時期変更に伴う規定の整備であります。

議案書10ページへ戻りまして、附則でございます。

第1条は施行期日で、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

第1項は、附則第6条において改正しようとする部分の施行日が平成29年4月1日であるため、その溶け込む前に施行するために公布の日からとするものであります。

第2項は、消費税率の導入時期の延期に伴い、導入が見送られた軽自動車税、環境性能割に関する規定の施行日を平成31年10月1日とするものであります。

第2条は町民税、第3条は固定資産税、第4条は軽自動車税のそれぞれの経過措置についての規定であります。

第5条及び第6条については、先ほど新旧対照表でご説明した内容でございます。

以上で、報告第1号の提案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。  
ございませんか。

（な し）

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。  
お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

- 議長（佐藤議員） 日程第8、報告第2号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

- 税財政課長（星川課長） ただいま上程いただきました報告第2号 専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書14ページをお開きください。

このたびの専決処分事項の報告につきましては、さきの報告第1号と同様に、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が平成29年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されたことに伴い、平成29年度の町税課税事務の執行上、厚岸町都市計画税条例を直ちに改正し、同年4月1日から施行することが必要となり、特に緊急を要し、議会を招集する時間的な余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年3月31日付をもって、厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分により施行しましたので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

議案書15ページ、総総専第2号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例であります。

改正内容につきまして、別紙お手元に配付の報告第2号説明資料の新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表の1ページをごらんください。

この条例の附則は第11項までありましたが、第2項から第11項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に新たに第2項を追加するものであり、その内容は地方税法の改正による地域決定型特例措置、いわゆるわがまち特例を新設し、企業主導型保育事業に供する固定資産に係る課税標準の特例措置を規定するものであります。

その対象は、平成29年、30年度に子ども・子育て支援法に基づく国の補助を受けた事業主が一定の保育に係る施設を設置する場合に、その施設に供する固定資産の課税標準の価格を最初の5年間、これを軽減するものであり、その割合は地方税法を参酌して2分の1とする規定であります。

なお、町内に該当する施設はございません。

また、改正後の第5項から第7項及び第10項、第11項は、第2項を新たに追加したことによる引用項番号の改正であります。

次に、改正後の第12項は、地方税法附則第15条の項の一部が削られ、また、さきに第2項において追加した特例に係る項を追加したため、引用項番号にずれが生じたことに

よる改正であります。

議案書16ページに戻りまして、附則でございます。

第1項は施行期日で、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

第2項は経過措置についてであります。

以上で、報告第2号の議案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。  
ございませんか。

（な し）

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
討論を省略し、本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
- 議長（佐藤議員） 日程第9、報告第3号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。  
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。  
町民課長。
- 町民課長（石塚課長） ただいま上程いただきました報告第3号 専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成29年3月31日に公布され、国民健康保険税に関する改正部分が4月1日から施行されました。この改正に伴い、平成29年度の国民健康保険税課税事務の執行上、厚岸町国民健康保険税条例を直ちに改正し、国民健康保険税の賦課期日である4月1日から施行する必要が生じ、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日、専決処分をもって厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定いたしましたので、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案書18ページであります。

総総専第3号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

このたびの条例改正は、地方税法施行令の改正に伴うもので、低所得者に対する国民

健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について見直しを行い、軽減措置の拡充を図るものであります。

それでは、別にお配りしている報告第3号説明資料①、厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらん願います。

改正内容の説明については、この新旧対照表により行わせていただきますが、あわせて報告第3号説明資料②、改正内容の概要、報告第3号説明資料③、関係法令の抜粋及び用語の説明を配付しておりますので、参考としてください。

新旧対照表の1ページをごらんください。

第21条は、国民健康保険税の減額についての規定ですが、下段の同条第2号については、国民健康保険税の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準と軽減の対象となる場合の国民健康保険税から減額する額を規定しているものですが、その軽減判定所得の基準の算定について、基礎控除額33万円に被保険者と特定同一世帯所属者1人につき加算する額を現行26万5,000円から27万円に改めたもので、この改正により、5割軽減の対象となる軽減判定所得の基準が引き上げられ、5割軽減該当世帯の拡大が図られるものであります。

この改正による影響は、平成28年度の課税データで試算した場合、5割軽減世帯は2割軽減世帯からの移行により5世帯増加し、調定額で約37万円の減額となります。

2ページ目をごらんください。

同条第3号は、国民健康保険税の2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準と軽減の対象となる場合の国民健康保険税から減額する額を規定しているものですが、その軽減判定所得の基準の算定について、基礎控除額33万円に被保険者と特定同一世帯所属者1人に付き加算する額を現行48万円から49万円に改めたもので、この改正により、2割軽減の対象となる軽減判定所得の基準が引き上げられ、2割軽減該当世帯の拡大が図られるものであります。

この改正による影響は、平成28年度の課税データで試算した場合、2割軽減世帯は新たに7世帯が対象となりますが、先ほど説明させていただいた5割軽減世帯に5世帯が移行するため、2世帯増加し、調定額で約11万円の減額となり、5割軽減と2割軽減を合わせますと軽減対象となる世帯は7世帯増加し、調定額で約48万円の減額となります。

議案書18ページにお戻りください。

附則であります。

第1項は施行期日で、この条例は、平成29年4月1日から施行するとしたものであります。

第2項は適用区分で、改正後の厚岸町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の保険税について適用し、平成28年度分までの保険税については、なお従前の例によるとしたものであります。

以上、簡単な説明ではございますが、専決処分事項の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。

ございませんか。

(な し)

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

- 議長（佐藤議員） 日程第10、報告第4号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

- 税財政課長（星川課長） ただいま上程いただきました報告第4号 繰越明許費繰越計算書の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書19ページをお開きください。

この内容につきましては、平成28年度厚岸町一般会計補正予算6回目及び平成28年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算3回目で、繰越明許費として平成29年度への繰越執行の議決をいただいております。

今般、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成28年度厚岸町繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告させていただくものであります。

20ページをお開きください。

平成28年度厚岸町繰越明許費繰越計算書、一般会計であります。

表に記載のとおり、2款3項にわたり3事業について、さきに議決をいただいたとおり、合計で2億1,131万1,000円について平成29年度へ繰り越しであります。

財源内訳につきましては、未収入特定財源として、国道支出金1億501万円、地方債1億630万円でそれぞれ繰り越し承認を得ており、平成29年度での繰り越し事業の執行に応じて収入予定の財源であります。一般財源は1,000円であります。

次ページをごらんください。

次に、下水道事業特別会計であります。

記載のとおり、公共下水道事業（補助・経済対策）を一般会計と同様に、9,051万2,000円について平成29年度への繰り越しであります。

財源内訳につきましては、未収入特定財源として、国道支出金4,525万6,000円、地方債4,520万円でそれぞれ繰り越し承認を得ており、平成29年度での繰り越し事業の執行に応じて収入予定の財源であります。一般財源は5万6,000円であります。

以上、報告第4号の内容説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきま

すよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。  
ございませんか。

（な し）

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
討論を省略し、本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
- 議長（佐藤議員） 日程第11、報告第5号 社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の提出についてを議題といたします。  
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。  
保健福祉課長。
- 保健福祉課長（阿部課長） ただいま上程いただきました報告第5号 社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の提出について、その内容を説明申し上げます。  
なお、この経営状況説明書は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、本議会に報告するものでございます。  
経営状況説明書は別冊で用意させていただいておりますので、ごらん願います。  
それでは、経営状況説明書の1ページ目をお開き願います。平成28年度事業報告書で  
2ページには目次、3ページには事業報告の総括説明がございまして、内容について、その要点を説明申し上げます。  
3段落目ではありますが、厚岸町社会福祉協議会は、地域福祉の中核的な組織として、これまで積み上げてきた地域の相互活動によるネットワークや各種福祉サービスの提供を通して、誰もが住みなれた地域で安心して暮らしていただけることを基本目標に、地域住民や社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組み、また、第5期の地域福祉実践計画の最終年を迎え、継続性を持った新たな第6期の地域福祉実践計画を策定したことが記載されております。

次に、重点推進項目の一つ目ですが、法人組織機構の充実と財政基盤の確保では、社会福祉法人改革のポイントである経営組織のガバナンス強化や事業運営の透明化の向上を図るため、役員・評議員体制や役割の見直しを盛り込んだ定款変更を行い、より信頼される組織体制整備を進めるとともに、財政基盤の確保では、社協の推進する地域福祉



の原点である「社協会費制度」の今後のあり方を理事会において継続協議を行っているほか、社協会費の意義について、地域福祉懇談会や広報媒体を通じて町民への理解促進に努めたことが記載されております。

次に二つ目、安定した経営による介護保険サービスの提供ですが、指定管理者制度を受け3年目を終えた特別養護老人ホーム心和園と在宅老人デイサービスセンター及び従来から実施している指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所の経営における経常収入について、昨年度大きく影響を受けた介護報酬改定以降、訪問介護サービス単独で前年から14.2%減少となりましたが、ほかの介護保険サービスも合わせると前年から1.1%の増収となり、一体的経営の中で安定した経営に努めたことが記載されており、また、特別養護老人ホーム心和園及び在宅老人デイサービスセンターの指定管理に当たる財政支援の再検討を行い、厚岸町に対して新たな補助支援を要望したことが記載されております。

次に、4ページ目の三つ目、ニーズに対応した住民主体の地域福祉活動の推進では、地域共生社会の実現に向けた地域支え合いの活動を推進するために、地域、行政、関係団体で構成する厚岸町地域支えあいネットワーク会議を通して、福祉課題の解決策を模索しながら、緊急情報キット「かけはし」の配布事業を継続し、9地区354件のキットを設置更新したとのことであり、また、平成28年8月に発生した台風10号により甚大な被害を受けた被災地への職員派遣により、災害ボランティアセンターの支援活動を行い、そのノウハウを災害ボランティア、推進連絡会議へ情報提供し、スムーズなボランティア活動ができる体制づくりを進めたことが記載されております。

四つ目の成年後見制度を見据えた権利擁護拠点センターの構築では、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方にかかわる相談対応を行うほか、必要により成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用へつなげる「あんしんサポートセンターあつけし」を11月に開所し、相談、手続支援や普及啓発活動を行いながら、成年後見制度による法人後見受任を1件、日常生活自立支援事業で継続利用5件、うち2件は解約となりましたが、新たに1件の支援を行ったことが記載されており、また、有識者による厚岸町成年後見実施機関運営協議会や受任調整会議を適時開催し、公正・中立性の確保と関係機関との連携を図ったことが記載されております。

五つ目の町地域福祉計画と連動した第6期地域福祉実践計画の策定では、昭和60年から切れ目なく地域福祉実践計画を策定してきており、現計画の最終年次を迎え、厚岸町が策定した厚岸町第3期地域福祉計画に連動しながら、「わがまちの社協がどのような福祉のまちづくりをめざしているか」を町民に明らかにするものとして、第6期地域福祉実践計画を策定したことが記載されております。

次の5ページから34ページまでにつきましては、平成28年度の各事業報告であり、事業名、実施日、主な内容などが記載されております。

はじめに、5ページから説明いたします。

法人在宅事業のうち法人本部事業の内容であります。理事会・評議員会等の開催の状況について6ページまで記載されており、続いて、部会の開催と各委員会の開催、7ページ下段から9ページにかけて、道社協及び釧路地区社協関係会議への参加・役職員研修の実施内容、台風10号による道内被災地社協への職員派遣の内容でございます。

次に、9ページ中段には、会員と会費の状況について記載されており、1世帯500円の一般会員の会費額が158万1,000円となり、前年に比較して9万500円の減となっております。

次に、10ページにかけて、福祉団体等への助成と広報活動、第6期地域福祉実践計画の策定内容、先進地社協視察の実施内容が記載されております。

次に、10ページの中段から、地域福祉推進事業の内容です。厚岸町地域支えあいネットワーク会議の開催、緊急情報キット「かけはし」配布事業、たすけあいチーム助成事業の実施内容が記載され、11ページには、地域福祉懇談会、サロン活動への支援、ふらっとニコニコ広場2016の実施、ふれあい会食会の実施。

12ページでは、赤い羽根チャリティーパークゴルフ大会の実施、チャリティービアパーティーの実施、厚岸町障害者（児）ふれあいフェスティバル「こう福祉21」への支援・参加協力の実施内容と介護職員初任者研修の状況が記載されており、次に権利擁護事業として、日常生活自立支援事業の推進内容が13ページにわたり、権利擁護センターの設置状況が記載されており、次にボランティアセンター運営事業として、ボランティアセンター運営委員会の開催、ボランティアセンター機能の充実が記載され、14ページには、ファミリーサポート事業、ハートコール事業、災害ボランティアセンター推進連絡会の開催が記載されており、15ページには、災害ボランティアへの取り組み、ボランティア研修会の開催、福祉教育の推進、ボランティア情報誌の発行、釧路地区ボランティア活動推進会議への出席状況が記載されております。

16ページには、生活福祉資金貸付事業と低所得者資金貸付事業の貸し付け状況となっております。

次に17ページ、受託事業であります。いずれも町からの受託事業で、外出支援サービス事業、福祉バス運行管理事業の内容であり、18ページに介護予防普及啓発事業として、元気いきいき教室の実施内容が記載されており、19ページに福祉相談事業として、地区相談所の相談・支援件数、福祉中央相談所の開設、法律相談の実施状況となっております。

20ページは、訪問介護サービス事業であります。訪問介護事業について、その事業内容と利用状況が記載され、21ページにわたり職員研修の実施内容となっております。

21ページ中段からは内部研修の実施内容、22ページは障害福祉サービスの事業内容、利用状況が記載され、生活管理指導員派遣事業の実施状況が記載されております。

23ページは、介護保険の適用者に対する居宅介護支援事業であります。事業内容、利用状況、職員研修の実施内容が記載され、居宅介護支援事業所定例会議の実施状況が24ページにわたり記載されております。

次に、25ページから33ページまでは、施設通所介護事業であります。この施設通所介護事業の部分が、指定管理者制度により管理運営を行っている特別養護老人ホーム心和園及び在宅老人デイサービスセンターの事業内容となっております。

はじめに、施設介護サービス事業のうち、特別養護老人ホーム心和園のベッド数が50床の多床室に係る事業内容、利用状況が記載されております。

次に、各種行事、イベントが26ページにわたっており、職員研修の実施、会議の開催、各委員会の開催が27ページにわたって記載され、次に、避難訓練の実施状況が記載され

ております。

次に、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、いわゆる心和園の18床のユニット型の施設の事業内容、利用状況が記載され、28ページには、各種行事、イベントの内容、会議の開催、各委員会の開催内容が記載されております。

28ページ下段からは、短期入所生活介護事業、いわゆるショートステイの事業内容と利用状況が29ページにわたっております。29ページ中段が障害福祉サービス事業の短期入所の事業内容と利用状況、次に、生活管理指導短期宿泊事業となっております。

30ページは、通所介護サービス事業であります。こちらは、いわゆるデイサービスセンター事業の実施内容、利用状況、次に各種行事、イベントが31ページにわたり、職員研修の実施状況が記載されております。

31ページの下段は、訪問入浴介護事業の内容、32ページにかけて利用状況が記載されております。

次に、生きがい活動支援通所事業の実施内容が記載され、33ページにわたり配食サービス事業と身体障害者デイサービス事業の実施内容となっております。

ここで、25ページにお戻りください。心和園の多床室型の稼働率についてであります。利用状況の表の右下に合計の稼働率が91.0%となっております。多床室については、指定管理1年目の平成26年度は84.6%、2年目の27年度は84.2%と落ち込んだ状況が続いておりましたが、28年度は90%台に回復しております。利用者の重度化が進み、状態が安定しない利用者が増加している中で、指定管理前の平成25年度の94.1%には及びませんが、安定的な稼働となった状況であります。

次に、27ページをお開きください。ユニット型の稼働率について利用状況の表ですが、表の右下に合計の稼働率が93.4%となっております。平成27年度の95.2%からは減少しましたが、指定管理に移行する前の25年度の稼働率は91.2%でありましたので、指定管理前の稼働率を上回る状況となっております。

次に、29ページをお開きください。短期入所生活介護、いわゆるショートステイの稼働率について利用状況の表ですが、表の右下に合計の稼働率が84.0%となっております。平成27年度の74.9%を上回り、指定管理に移行する前の25年度の稼働率80.3%も上回っている状況であります。

次に、30ページをお開きください。通所介護事業、いわゆるデイサービスの利用者の状況であります。利用状況の表の右下、合計の延べ人数は6,873人の利用実績となっております。デイサービスについては、昨年から105人の増となっており、徐々に利用者や利用回数が増加している状況にあります。

次に、34ページをお開きください。社会福祉センター事業であります。貸し館利用状況と施設整備状況が記載されております。

続きまして、35ページからは決算書であります。厚岸町社会福祉協議会の会計処理につきましては、社会福祉法人会計基準に基づいた会計処理が行われており、平成26年度からは社会福祉法人の新会計基準により会計処理が行われております。

36ページには目次が記載されておりますが、この決算書の構成として、法人単位の決算関係、事業区分ごとの決算関係、拠点区分ごとの決算関係となっており、各部門において計算書類に対する注記があり、最後に財産目録となっております。

それでは、決算書の内容について説明させていただきます。

37ページから42ページまでは、法人単位の内容であります。

まず、37ページは、法人単位の資金収支計算書でございます。決算額はB欄となります。法人全体の当期資金収支差額合計が表の下から3行目に記載されております。当期資金収支差額合計は1,172万7,535円となっております。その下の欄、前期繰り越しに相当する前期末支払資金残高を加えることにより、一番下の欄の当期末支払資金残高は8,631万6,457円となった内容でございます。

38ページは事業活動計算書、39ページは平成29年3月31日現在の貸借対照表です。

まず、左側、資産の部の当年度末の一番下の欄の資産の部、合計8億2,344万4,572円につきましては、右側上の負債の部、合計1億2,133万2,206円に、下の純資産の部、合計7億211万2,366円を加えた額が、最下段の負債及び純資産の部、合計欄8億2,344万4,572円と貸借同額で一致しております。

また、右側の中ほどの純資産の部、下から2行目、次期繰越活動増減差額4億984万2,199円につきましては、38ページの損益計算書に相当する事業活動計算書の一番下の次期繰越活動増減差額4億984万2,199円と一致するものであります。

39ページ、資産の部の下から6行目、福祉基金積立資産であります。59万5,839円となり、28年度中に受けた寄附金分10万1,242円が増加しております。福祉基金につきましては、基金から取り崩し、法人本部事業で950万円、施設介護サービス事業で2,000万円、通所介護サービス事業で1,000万円が運転資金として運用されております。これらを合わせた福祉基金の合計額は4,009万5,839円となるものであります。

40ページが資金収支内訳表、41ページは事業活動内訳表、42ページが貸借対象表内訳表となっております。

次に、43ページから47ページまでは、社会福祉事業区分の内容であります。この中には、法人在宅事業と施設通所介護事業及びその合計が示されております。43ページは資金収支内訳表、44ページ、事業活動内訳表、45ページ、貸借対照表内訳表、46ページ、47ページは計算書類に対する注記となっております。

次に、48ページから59ページは、法人在宅事業に係る拠点区分ごとの内容であります。48ページ、49ページは資金収支計算書、50ページから52ページまでは資金収支明細書、53ページ、54ページは事業活動計算書、55ページから57ページまでは事業活動明細書、58ページは貸借対照表、59ページは計算書類に対する注記となっております。

次に、60ページから71ページまでは、施設通所介護事業に係る拠点区分ごとの内容であります。この施設通所介護事業に係る拠点区分の分が、指定管理者制度により管理運営を行っている特別養護老人ホーム心和園及び在宅老人デイサービスセンターの収支決算に関する内容であります。

60ページ、61ページが資金収支計算書であります。61ページ一番下の欄の当期末支払資金残高であります。3,801万40円となっている内容でございます。

次に、62ページから64ページまでが資金収支明細書、65ページ、66ページが事業活動計算書、67ページから69ページまでが事業活動明細書、70ページが貸借対象表、71ページが計算書類に対する注記となっております。

次に、72ページをお開きください。72ページから75ページまでは、社会福祉センター

事業に係る拠点区分ごとの内容であります。72ページが資金収支計算書、73ページが事業活動計算書、74ページが貸借対象表、75ページが計算書類に対する注記となっております。

次に、76ページ、77ページは財産目録となっております、内容につきましては記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

78ページは、社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会の監査報告書でございます。平成29年5月18日に会計及び業務の監査を受けた報告内容となっております。

次に、79ページからは、平成29年度事業計画書でございます。

81ページに事業方針及び重点推進項目として5項目が記載されております。1として、改正社会福祉法に基づいた経営組織のガバナンス強化、2として、地域住民を主体とする地域福祉活動の推進、3として、ニーズに迅速・的確に対応できる総合相談窓口の充実、4として、在宅・施設での生活を支える介護保険サービスの提供、5として、新たな介護予防・日常生活支援総合事業の取り組みとなっております。

82ページから85ページまでに事業実施計画といたしまして、三つの拠点区分に分け、さらに七つのサービス区分に分けて具体的な内容が記載されております。

82ページに一つ目の拠点区分の法人在宅事業です。そのサービス区分として、1、法人本部事業であります。中ほどの(2)地域福祉推進事業の中の地域福祉懇談会の企画実施についてであります。平成28年度には三つの自治会と行っておりますが、引き続きその他の自治会に呼びかけ、社協の取り組みや会費の意義について説明し、懇談する機会をつくっていききたいとのことあります。

次に、法人本部事業のほか、83ページには2、受託事業、3、訪問介護サービス事業、84ページ上段に4、居宅介護支援事業の4事業があり、84ページ中段から、二つ目の拠点区分として施設通所介護事業があり、そのサービス区分として、1、施設介護サービス事業、いわゆる特別養護老人ホーム心和園の事業であります。この中の福祉サービス第三者評価の実施については、平成27年度に心和園の18床のユニット型部門を行い、28年度にデイサービス部門を行いましたので、29年度は心和園の多床室部門を行う予定となっております。

85ページは、2、通所介護サービス事業、いわゆるデイサービスセンターの事業になります。これらの2事業については、町からの指定管理の事業であります。

85ページ中段に三つ目の拠点区分、社会福祉センター事業であります。そのサービス区分として、社会福祉センター運営事業となり、全体では3拠点区分、七つのサービス区分となります。

86ページからは平成29年度の資金収支予算書で、事業実施計画で説明したとおり、三つの拠点区分と七つのサービス区分で事業計画を作成しておりますが、収支予算についても同様の区分となっております。

87ページは、平成29年度資金収支予算書(全体総括表)でございますが、全ての事業の合計が記載されております。資金の収支を集計し、前年度と比較したものでございます。

89ページは社会福祉事業の資金収支予算、90ページは公益事業の資金収支予算、92ページから96ページまでは、拠点区分ごとの収支予算となっております。97ページから109ページ

ジまでは、七つのサービス区分ごとの収支予算内訳となっております。

なお、平成29年度においては、厚岸町から職員1人を事務局長として派遣し、平成29年6月から事務局長を兼ねて常務理事に選任されております。この職員に係る人件費については厚岸町が負担しておりますので、従来、厚岸町から5人分の人件費相当額を補助しておりますが、29年度の補助金は4人分相当額としており、常務理事としての人件費については、6月以降の支給はありません。

その他、内容の説明につきましては省略させていただきます。

最後に、最終ページの110ページをごらん願います。

社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会役員名簿でございます。任期は、平成29年5月31日から選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとなっております。

以上、大変簡単な説明でございますが、報告第5号につきましてご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。

ございませんか。

8番、南谷議員。

●南谷議員 3点お尋ねをいたします。

まず、1点目でございます。経営状況説明書の3ページ、重点推進項目の概要、1として法人組織機構の充実と財政基盤の確保とうたっております。

法人組織機構の充実なんでございますが、社会福祉法は平成28年度、国のほうの法律では28年度は準備をし、平成29年4月から施行しなさいということで、この法改正がなされたところでございます。

本町は、平成27年度中に、たしか常務制を施行され、業務を執行理事として陣頭指揮をなさっておられたと思いますし、このたびの改正は、理事と評議員の選任等について定款改正をされて、新たな取り組みをスタートさせてきておると思います。

これらの取り組みにつきまして、「しゃっきー」というんですか、広報をして町民に知らしめておるところでございますが、関係当事者は今回の法改正について当然よく理解をされておると思うんですが、私は、広く町民に、今回の法改正の趣旨について、余りよく理解されていないのではないのかなど、かように思いますが、いかがでしょうか。

2点目でございます。25ページでございます。先ほど課長のほうから詳しい説明がございました。この件につきまして、これは心和園の多床室のほう、50床のほうの稼働率でございます。91.0%ということで昨年よりも6.8%、昨年が84.2%でございましたから、非常に稼働率が向上となった、施設の皆さんの運営努力がこの稼働率の向上につながったものと推察をいたします。

また、30ページ。ここには通所介護サービス事業、デイサービスの利用状況が載っています。これにつきまして先ほど詳しい説明がございました。62.7%、対前年0.5%の稼働率の向上でございます。

いずれも指定管理になって向上されているということで、非常にその運営についての

姿勢というものを評価するところでございますが、利用者、町民が利用するわけでございますが、デイサービスのほうでございますが、大きな伸びはないんですけれども、実質、利用されている皆さんがどのように捉えておるのか、担当課としてはどう評価しておられるのか、その辺、実際に運営状況を担当課として管理しているわけでございますから、28年度の運営についてどのように評価をされているのか、お尋ねをさせていただきます。

3点目でございます。社協運営の中で財源的に大きなウエートを占めている施設介護サービス事業でございます。平成28年度の運営についてでございますが、介護報酬が平成27年度に下がりました。心和園の関係を中心に指定管理となっておりますが、この辺の影響、28年度の運営について、働く人たちの人件費への影響と収支的にどのようなになっているのか、担当課としてはどう評価されておるのか、お尋ねをさせていただきます。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 社会福祉法人の改正につきましては、法律がこの4月から施行になっているということで、改正の内容としましては、大きく言いますと5点ほどの内容がございます。その中に先ほど議員おっしゃられた評議員会、理事会の内容なんかも含まれております。

常務理事の関係でございますけれども、常務理事につきましては、平成27年に常務理事を選任しております。それにつきましては、指定管理によって心和園とデイサービスを社協で運営するという状況の中で、全体的な部分で業務の執行をすることを管理する理事として常務理事を設置したということでございます。

今回の法改正に当たりまして、その改正の中で、施設を設置している法人につきましては、施設の管理者に理事を配置しなければならないというような改正もございまして、その改正の一つの内容ともなっております。

先ほど説明ありましたけれども、6月1日からは厚岸町から派遣された事務局長が常務理事として選任をされている状況でございます。

それから、二つ目のデイサービスセンターの利用者の評価ということでございますけれども、今回、去年から見ると、延べでございますけれども、105人が増加しているというような状況で、若干ですけれども、増えてきている状況がございます。

そういった中で、施設側から聞いても、それから、介護相談員の事業でもって施設に入っておりますけれども、その中からも特別な苦情的なものというのは聞いておりません。増えているという状況を踏まえて、それなりに評価をしていただいて、通ってきていただいているものと考えております。

それから、報酬の関係でございます。平成27年から報酬が引き下げられたと、改正がありましたけれども、これによって施設の収入する報酬は若干減っておりますが、大きく影響を受けたのはデイサービスセンターのほうの報酬でございまして、施設のほうの報酬部分については大きな影響はなかったと思います。

ただ、その中で、人件費の、職員の処遇加算というのがそのときにできまして、その

計画をつくって職員の人件費を引き上げる取り組みに対しては、加算がされるという内容になっておりますけれども、その加算をされた部分につきましては、全額一時金として職員の給与のほうに支給をしているという内容でございます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 まず、1点目なんですけれども、私は余り記憶がないんですけれども、厚文の委員会のほうで、これらの今回の一連の改正について報告なり議論がなされているのかどうなのか。できれば、少なくとも私は厚文でないの、わからないの、その辺どうなのか。やはり少なくとも直接社協に付託をしている、指定管理しているんでしょうけれども、町職員、議員として、これらの改正問題について、担当課のほうから内容についてもう少し詳しい説明があったらよかったですのかなと思っております。

それから、3点目でございますけれども、職員の関係については、加算金があって、大きく影響なくて、意欲が低下しない、一生懸命頑張っていただけるなと思えました。

ただ、1点、答弁漏れあったんですよ。と言いますのは、平成28年度、心和園の、先ほどそれぞれ後ろに表があるから見ろということなんでしょうけれども、担当課として、総体的に多床室、それからユニット、それからデイサービスの関係で、指定管理している関係で、28年度の収支というものはどうなっているのかなということについて、もう少し詳しく説明を求めます。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 1点目の厚生文教常任委員会のほうに説明をしているかということにつきましては、説明をしておりませんので、この後になってしまいますけれども、委員長のほうと相談をさせていただきたいなと思えます。

それから、平成28年度の収支の関係でございますけれども、今回の収支につきましては、基金が心和園のほうでは2,000万円、それから、デイサービスのほうには1,000万円ということで、その資金が入っております。ただ、それを除いても何とか単体で黒字になっている状況でございます。それと大きく下がったのは、訪問介護のほう下がっているようでございますけれども、全体的には介護保険関係の事業総体で安定的な経営ができたと社協のほうも評価をしているようでございますし、その報告を受けて、うちのほうでも同様の評価をしている状況でございます。

●議長（佐藤議員） よろしいですか。

他にございませんか。

6番、室崎議員。

●室崎議員 何点かお聞きいたします。

重点推進項目の概要という、一番最初に内容が出てきます。それでお聞きしたいんですが、まず第1に、定款変更を行うなどという書き方をしていますが、どういう定款が



どういうふうに変ったのか、何も説明がないんですね。

それから、その次に、社協会費制度の今後のあり方を協議していくとおっしゃっていますが、どこにどんな問題があってどうしようと協議しているのか、具体的には何も示されておりません。

それから、3点目として、地域懇談会が、先ほどの説明の中で3自治会に行ったと聞いています。それで、そこで、懇談ですから、一方的な説明では終わらないはずで、いろいろな話が出たんだろうと思うんですね。どんなものが出たんですか。

なお、3回しかないから、問題点を先に言いますけれども、まず一つが、一般会員の会費ですね。これね、ある自治会の会計担当者が、その懇談会で言ったという話を聞いていますが、1人頭500円、あなたの自治会は何戸あるから、500掛ける何戸、イコール幾ら幾らという請求書が来ているんですよ。会計担当者は非常に困ったわけですね。「しゃっきー」とかそういうところで見ると、自治会に取りまとめをお願いしているという言い方なんですね。

それで、この懇談会では、会計担当者からその問題が出されまして、これ、どういうことなんだという話があった上で、その場にいた人から、そもそも500円、会費を納めなきゃならないと町民一人一人に議論を課しているようだけれども、その根拠はどこなんだと聞いたそうです。そうしたら、常務理事以下、偉いさんも来ていたそうですが、誰も答えない。詰められたら一番若い係の人が、私、そういうもの見たことありませんというような話になって、一同苦笑したというような話まで流れています。こういうことを協議しているのかどうか、それについてお聞きしたいわけです。

それから、ずっと後ろになるんですが、98ページに予算ですね、出ています。その予算の本部事業のところですが、そこに人件費支出というのがありますね。それで職員給料支出、職員賞与支出というのがあります。ここで前年度予算と今年度予算の対比をした結果、給料支出で620万円、職員賞与支出でもって162万円、これがマイナスになっていますね。減ったんですね。それについては先ほどの説明で、今回、新しく常務理事になられた方は、町からの出向なので、その部分が社協の負担にならない、人件費がね、というような話があったんだが、それがここに出てくる話なんでしょうか。内訳について教えていただきたい。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 1点目の定款変更の内容でございまして、定款の変更につきましては、今回、評議員会、それから理事会の規定の中で、大きく変わった内容の中で、評議員会というのがもともと諮問機関のような位置づけでございました。これが議決機関ということで、最高意思決定機関ということになります。それに関する改正がされております。

それから、理事、それから評議員の人数が変更になっております。少なくなっております。その改正がされている。

それから、それぞれの役割の部分で、役員の中で、法人の役員の規定、代表権につきまして、今まで会長がいない場合に副会長ということになりますけれども、その代表権

が、会長がいない場合に常務理事ということになります。利益相反の部分で、社会福祉協議会が施設運営をするというような部分で、その契約行為の中で同じ代表者がというようなことがありまして、その代表権を常務理事が、会長の次に常務理事がというような改正がございます。

それから、役員の資格の要件の中に、親族ですとか特殊な関係がある部分についての制限が規定をされております。

ちょっと数が多いものですから、そういった改正を今回行いまして、登記をしたという内容でございます。

それから、会費の協議の状況でございますけれども、会費の協議につきましては、この報告書の中での継続協議を行っていると聞いております。基本的に会費として社会福祉協議会が自治会さんのほうにお願いをするというところで、その部分について裁判事例なんかも含めて協議をしている中で、それ自体は違法という裁判の内容ではございませんので、実際には任意ですというような部分が、こういった形で……（「議長、議事進行」の声あり）

●議長（佐藤議員） 6番。

●室崎議員 聞いていないことをおっしゃっているんですね。私はそんなこと聞いていないんです。だから、定款変更を含めて、ちょっと昼休みにも入るでしょうから、整理してくれませんか。

●議長（佐藤議員） 今の議事進行も含めて、課長、質問内容をきちっと整理して、午後からきちっと答弁できるようにまとめてください。

●議長（佐藤議員） それでは、昼食のため、休憩いたします。再開は、午後1時からといたします。

午前11時59分休憩

午後1時00分再開

●議長（佐藤議員） 再開いたします。

初めに、保健福祉課長の答弁から行います。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 先ほどの答弁で、内容につきまして、大変申しわけございませんけれども、参考資料として提出をさせていただきました内容でもって、定款変更の内容を説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それで、この新旧対照表でございますけれども、左側が改正案となっておりますけれども、改正されたものでございます。その右側のほうに改正趣旨が載っております。こ

れの中で3ページ、国の法改正によりまして、この評議員の定数、これは31名から22名以上25名以内ということで変更になっております。

それから、その下のほうの第8条に評議員の資格というのがございます。親族関係などの制限がここで追加がされております。

それから、次のページ、4ページでございます。評議員の任期でございます。以前は2年でしたけれども、今回、4年以内に終了する会計年度の評議員会の終結のときまでというような内容になっております。

それから、7ページをお開きいただきたいと思います。6ページからに絡みますけれども、役員の部分で、役員の定数でございます。役員の理事が15名でございましたけれども、これが11名となっております。

それから、真ん中辺の要旨のところでもって、代理権を削除すると示しております。私、先ほど代理権で、常務の代理というものをちょっと申し上げましたけれども、大変申しわけありません、訂正させていただきたいと思います。代理権の規定は削除になっております。「代表権」の声あり）代表権。代理権……。代理権ですね。代理権を削除するという形になっておりまして、次に、20条で役員の資格でございます。役員の資格で親族関係等の制限が明記されているという状況でございます。

それから、次のページ、8ページに行ってくださいまして、代表権がここで会長のみということで規定がなっております。常務については、業務の分担執行ということになります。

それから9ページに行きまして、役員の任期でございます。これが2年から2年以内に終了する会計年度のうちの最終のものの定時評議員会の終結のときまでとなっております。

それから、役員の解任の規定が追加されております。

それから、14ページに行きまして、第39条で事業報告、決算ということで、ここに事業報告及び決算に付随する書類の明示と承認方法、閲覧方法を定めるということが変更になっております。

定款の内容につきましては、以上でございます。

それから、会費の一般会費500円の請求書が来ているということでの話でございますけれども、今回、懇談会の中で受けた内容でございますけれども、会費の使い道の内容ですとか、それから、今言ったような請求書が送られてくるというようなこと、それから、会費の根拠というのはどういう根拠で行ったんだというようなこと、それから、老人ホームのほうの意見箱がどこにあるか分からない、というようなことのお話なんかを懇談会の中でいただいているというお話でございます。

それに関しては、基本的に会費の内容が多くなっておりますので、それらについて、理事会等で会費の今のその請求書の問題ですとか、あり方について協議をしているという状況で、私どものほうでまだ、こういうふうにするというような形で聞いているような状況にはなっておりません。

それから、98ページの人件費の関係でございます。人件費につきましては、上段のほうに収入の部として、町村補助金収入ということで、2,466万5,000円が町の補助金として計上になっております。これが4人分の人件費、それから事務費等の相当額を町から

補助をするようになっております。これは先ほど説明しましたけれども、去年は5人分だったのが4人分相当額となっております。

その支出のほうに移りまして、支出のほうの人件費の中に、正職員4名、それから嘱託1名として職員給料、それから職員賞与等が載っておりますけれども、ここの分に町の補助金の人件費相当額が入っております。

そして、その上に役員報酬ということで、前年が34万3,000円、これが268万8,000円ということで増えておりますけれども、常務の人件費がこの268万8,000円の中に入っております。ただ、今回、前任の常務は5月で退任になっておりますので、4月、5月分の2カ月分がここから報酬として支給がされておりますけれども、それ以外については支給がないという形になりますので、最終的には補正予算でもって今年度分の役員報酬からは減額の措置がとられるという内容でございます。(発言する者あり)

●議長（佐藤議員） 休憩します。

午後1時10分休憩

午後1時11分再開

●議長（佐藤議員） 再開します。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） ちょっと先ほど、一緒くたにお話ししてしまいましたけれども、三つの自治会で懇談会をやらせていただいて、他にも呼びかけたようでございますけれども、なかなか相手方の都合もあって3自治会と聞いております。その中で意見としてお話をいただいたのが、先ほど申し上げましたけれども、会費の使い道の関係はどういう使い道をしているのか、それから、会費の請求書として送られてくるというのはおかしいんじゃないのかということ、それから、その会費の根拠についてはどういう根拠なんだというようなことで、そういうような話と聞いております。理事会のほうでは、それらの懇談会でいただいた意見も含めて協議をしているということで、最終的なこういうふうにするというような形までは今まだいっていないというようなことでございます。

それから、一般会費の500円ということでございますけれども、これは社協の会員規程というもので一般会員は500円と、そこで定めているということでございますけれども、それがどういう形で制定されたかということについては、ちょっと申しわけありませんけれども、確認ができておりませんので、よろしく申し上げます。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 まず一番最初に、答えてくれないところから言います。何で答えられないの

か分からないんだけど、予算ですね、98ページ。そのところで前年と今年の差額が出ているんですよ。正職員4名、嘱託1名分の、正職員5名、嘱託1名だったのかな、そこはよく分からんけれども、正職員が1名足りなくなりました。常務理事がいなくなったから。それで、人件費が変わっているという意味の説明だったと思うんだ。違うんですか。このところに差額でもって620万2,000円と1,162万円、出ているでしょう。前年より今年のほうが減ったんでしょう。

今回、厚岸町から出向した職員については、町が人件費を持つわけだから、社協のここには出てこないわけですよ。その差額分がこれでないのかと。1人減ったと今言ったじゃないですか。常務理事というのが3月31日でやめた。そして、新しく町から出向になった方が事務局長であり常務理事になったと言っているでしょう。その分なんですかということを知っている。全然その説明がないんだよね。

役員賞与というのは、役員に報酬出ているんですよ。2カ月分。社協というのは、ボランティアでみんながやっていて、役員報酬なんていうものはないんだと聞いていたんだけど、今そうじゃないんだ。そこを含めてきちんと説明してください。

何でこんなことを言うかという、町には結構よからぬうわさが流れているんですよ。社協というのは町の天下り先だ。役場職員が入って、幹部になって、多額の月給をもらっている、そういう話がまことしやかに流れているんです。だから、そうじゃないんだということを明確にしないと、社協そのものの信頼が揺らいでしまいます。だから、あえてお聞きしているんです。

それから、定款というものを議会としては今回初めて見ましたね。今まで社協で定款を出したことはないでしょう。社協の定款というのはどういう形で公開しているんですか。社協の前に薄汚れたガラスが前に張った箱が足つけて立っていますよね。あそこに書類をみんなまとめて重ねて、そして、画びょうでもってぼんととじてありますね。よくある告示というやつです。あれをもって公開しているんですか。見たくたって見れませんよ、中身。これ、どういう形でやっているんでしょうか。

いずれにしても、透明性に疑問を持たざるを得ないようなところがあるんですよ、社協には。

それから、私、何年同じことを言い続けたか。2年じゃないですね。3年か4年言っていますね。各自治会にお願いして、いろいろと寄附なのか強制なのか知らんけれども、会費を出してもらってやっているんですというようなことを片っ方で言いながら、そういう支えている自治会に対して一顧だに説明をしたこともないということを言っていて、やっと去年やったんですね。三つですか。厚岸町にある自治会はたしか32でなかったかな。1割もやっていないんだ。そして、今聞くと、何か指摘されたことについては、ただいま協議中でございます、それしか町に報告がないというんでしょう。課長、あなたのことを言っているんじゃないですよ、社協ですよ。非常に閉鎖的なんだ。それで、しかも懇談会というところで町民の前に出てきてですよ、具体的に、あなたのところから来ているのは請求書だけれども、言っていることは取りまとめをお願いしているんじゃないのと言われて、答えられないんですよ。それから、1人頭500円でございますと言っているけれども、何を根拠に言っているのかと、来た人、誰も答えられないんですよ。いや、本当に係のお兄ちゃんだけが来たんなら分かりますよ。来なかったのは会長だけだ。あ

とはみんな責任者来ている。そこで誰も答えられないんだ。そうしてて、片っ方では、いやいや、町民みんなに支えられる社協でございますから、1人500円出してください、これじゃ、通らんでしょ。寄附なのかと言うと返事しない。強制なのかと言っても返事しない。今聞いたら、何、理事会で今協議している。噴飯者ですね。というような声が議会で上がっているということはきちんと伝えてもらいたい。と同時に、監督者として、やはりきちんとした指導をしてもらいたい。町長は、前回、私が言ったときも、社協というのは福祉事業とともに手を携えていく大切なパートナーなんだと。だから、きちんとやってもらうようお願いしているんだとおっしゃいました。私もその点は同感です。それだけに、町民全員から信頼される社協でなかったら、厚岸町の福祉事業が前に進まなくなる。とんでもないことだ。

そういうわけで、よろしくお願ひしたい。いかがですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 98ページの人件費の関係でございます。

今回、正職員4人分と表示がされておりますけれども、この正職員4人分といえますのは、町が補助金を支出している人数分でございます。それで、嘱託1名というのは、今年度、嘱託職員を1名採用したという職員の1名分でございます。

それで、昨年の平成28年は、去年のこの計画書では、正職員5名、嘱託1名となっております。この嘱託1名分が常務の人件費の分でございます。そして、正職員5名というのは、例年、社会福祉協議会に対して町が人件費相当分として補助をしている5名分でございます。今回4名分となったのは、事務局長を町の負担でもって派遣しているということで1名が減になっているということでございます。

嘱託につきましては、去年は常務の分でしたけれども、今年は新たに嘱託として配備した事務職の職員分ということになります。

それから、自治会等の懇談会につきましては、おっしゃられるとおり32自治会のうちの三つということで、社協から話を聞きますと、呼びかけをした時期も悪かったというようなことのお話もしておりました。今年度についても、引き続き、各自治会に呼びかけて懇談会を進めていきたいというお話は聞いております。

今回お話をいただいた内容につきましては、改めて社会福祉協議会のほうとも協議をさせていただきたいと思っております。

済みません。定款の公表の関係でございます。

定款につきましては、登記をした後に、ホームページで公表をしていると聞いております。

●議長（佐藤議員） 休憩します。

午後1時24分休憩

午後1時28分再開

●議長（佐藤議員） 再開いたします。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 済みません。時間をとってしまいまして申しわけありません。

報酬でございますけれども、この98ページの報酬の役員報酬の欄で、前年度予算額34万3,000円というのがあります。これにつきましては、費用弁償でございますので、理事、監事、その役員に対して報酬の支払いはございません。

ただ、常務理事につきましては、報酬という規定を設けまして、月額17万4,300円ということで規定を設けまして、報酬を支出……（「数字が聞こえない」の声あり）17万4,300円でございます。それから、賞与につきましては、6月賞与で、報酬月額掛ける1.48カ月分、それから12月賞与でもって、報酬月額掛ける1.45カ月分ということで報酬の規定を設けて支出をしているという状況でございます。

それと、申しわけありません。先ほど、公表でございますけれども、ホームページにということでお話しさせていただきましたが、社協の窓口で閲覧できるように公表もしているという話でございましたので、追加させていただきたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 今、協議をしているという話ですので、この後、そんなに遠くないうちに、こういうものについても結論が出てくると思うんですよね。そういうものを含めて、やはり議会側には、年に一度のこのときだけではなくて、せめて厚文には、そういうものが決まり次第教えていただきたいと、そのように思うんですが、いかがでしょう。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 内容がまとまって報告を受け次第、報告をさせていただきますと思います。

●議長（佐藤議員） よろしいですか。

他に。

3番、堀議員。

●堀議員 事業計画についてお聞きしたいと思うんですけれども、訪問介護サービス事業と通所介護サービス事業の中には、新規事業として介護予防・日常生活支援総合事業というのがあるんですけれども、これをやることによる事業予算の増加というのはどのくらいあるのかを教えてください。

また、あと、その欄のところに介護保険事業実施計画の推進というものも新規に載っているんですけれども、29年度は、新規事業としては先ほど言った総合事業だけな

んですけれども、この介護保険事業の実施計画、次期の計画をつくるに当たって、重要になってくる30年度以降の新たな事業としてやるようなものを、社協として計画しているのかどうなのか。30年、31年、32年ですね、たしか7次かな、次は。介護保険事業計画をつくるに当たって、その算定のもととなるべく基礎数値としても非常に重要になってくると思うんで、その30年以降の新規の事業というものがあれば、それを今からお示しいただきたいと思うんですけれども、お願いいたします。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 総合事業の関係でございますけれども、総合事業につきましては、今年の3月の議会でもって、総合事業の条例の変更をさせていただいております。それで、今、社会福祉協議会でやっていただいているのは、要介護1、2の方々の訪問介護とデイサービス、それらについて総合事業の枠組みで実施していただくように条例の改正をさせていただきました。実際にやっている内容につきましては、今までやっていた事業内容を今回の総合事業でやっていただくという内容でございますので、基本的に内容は同じ内容でございますので、予算として増えるというような状況はございません。

それから、新規の事業でございますけれども、社会福祉協議会でもって介護保険事業の実施計画ということで、29年から33年までの実施計画を策定いたしました。それと、実は今年、介護保険事業計画、高齢者の事業計画の、今、改正作業も今年度進めております。町のほうでですね。策定して来年度からスタートさせる形で進めておりますけれども、その中で、今後、社協のほうとは協議を進めていかなくちゃいけない部分なんですけれども、新たな内容というのは今のところ聞いておりませんので、今後、そういう策定作業を進めていく過程の中で協議をしていくということになりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 3番、堀議員。

●堀議員 そうすると、総合事業については、既存の事業の振りかえだから、予算的な増加は出てこないんだということで分かりました。

町のほうの7次の介護保険事業計画の策定に当たって、そうすると、今現在では、社会福祉協議会では、新たに事業を増やす、事業所を新たに設けて何かをやるとかというものはないんだということなんですけれども、ただ、来年の4月からの計画開始になるわけですから、需要予測とかというものは当然今年のうちにはやってしまわなければならないでしょうし、そうすると、今現在において、社協のほうで、30年、31年、32年の3カ年分のやつはないと捉まえていていいと。あくまでも介護保険事業、厚岸町の第7次の介護保険事業計画をつくる段階においては、社協分のものとしては、自然増減、社会増減、それらだけでいいと押さえておけばいいのか。いやいや、これから9月、10月でもなったとき、いきなり社協のほうで、毎年3,000万円、4,000万円くらいの事業をやるんだというものが出てくるかもしれないというふうに言われても、やはりこれは困るの



で、そこはきちんとしていただきたいと思いますし、今の段階でないのであれば、やはりないというような形の中で進めていかなければ、当然来年の3月のものですから、12月には条例の上程とかも、計画の上程なりも、開示とかもすると思うんで、当然間に合わなくはなると思うんで、今現在ないんであればないというふうにやっぱりしっかりとしていただきたいと思います。じゃなければ、私たちも介護保険料の増加になるのか、減額になるのか、維持になるのかといったものの中でも想定がつきませんので、やはりそこら辺はしっかりとしていただきたいと思いますと思うんですけれども、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 介護保険事業計画の策定作業につきましては、今始まったばかりでございまして、アンケート調査をやりまして、その回収が終わって、今その集計というような段階でございます。

それと、それから、国から出てくるいろいろな方針ですとか、そういったものが今後出てまいります。それらも踏まえて、各事業所との意向なんかも確認しながら作業をしていくということになりますので、今の段階でまだはっきりと、こうですというようなことはちょっと言えない状況だということをご理解いただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 3番、堀議員。

●堀議員 次期の介護保険料が幾らになるかというのは、やはり町民も関心事でもありますので、大型の新たな事業とかといったものを計画するような段階というものは、やはりきちんと町のほうとしてもできるだけ早目に情報というものを仕入れていただいた中で、私たちのほうにも情報として流していただきたいと思いますと思うんですけれども、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 今そういった形で、ある程度の進みぐあいによると思うんですけれども、そういった中で、新たなものが出てくるような大きな変更の状況なんかが出てまいりましたときには、タイミング的にはちょっといろいろ検討させていただくことになると思いますけれども、お知らせをさせていただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。ありませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

これをもって報告済みといたします。

●議長（佐藤議員） 日程第12、報告第6号 株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書の提出についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） ただいま上程いただきました報告第6号 株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書の提出について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき提出いたしました、本説明書の内容についてご説明いたします。

まず、1ページ目から14ページまで第24期営業報告書で、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの事業期間に関するものであります。

2ページをご覧ください。

総括事項について、その内容を読み上げます。

北海道の観光情勢は、北海道新幹線の開業と道東自動車道の延伸により、追い風ムードと鳴りました。当地域においても道東自動車道阿寒インターチェンジと釧路外環状道路の開通は、十勝圏や道央圏からの誘客を促進する要因となり、平成28年度の幕あけは好調な滑り出しとなりました。

しかし、8月には北海道に三つの台風が上陸し、その直後の台風10号では、これまでに経験したことのない大被害が発生することとなり、国道274号の日勝峠のほか、JR石勝線も寸断し、北海道観光は未曾有の大損害をうけることになりました。

その後にあっては、関係各所との連携による秋観光に向けたプロモーション活動や、旅行会社への継続した営業展開を行った結果、入館実績は26万995人、前年対比98.5%、4,020人の減少と、ほぼ前年並みまで回復することとなりました。

営業部門については、「プチ贅沢」をコンセプトに取り組んだ商品開発「北海道厚岸金s' Oyster」シリーズや、初の取り組みとなったふるさと納税返礼品の取り扱いも順調であったことから、その純売上高は過去最高となる3億6,950万7,000円、前年対比102.8%、1,009万8,000円の増加となりました。

旅行雑誌「北海道じゃらん」の2017道の駅満足度調査では、全道117駅中、総合6位と高い評価をいただき、グルメ部門では7年連続の第1位に輝くなど、話題の絶えない活気にあふれた飛躍の年となりました。

以上が総括事項であります。

次に、総務事項についてであります。株主総会及び取締役会の開催状況のほか、3ページにわたり株式事項、役員や従業員の状況、旅行業者との契約及び取引状況については記載のとおりであります。

次に、4ページの月別入館者状況であります。

月別の入館者の推移は記載のとおりであります。年度間合計数では、一般入館者が23万5,129人、旅行業者関係の入館者が2万5,866人、合わせて26万995人の入館者総数となり、前年度との比較では98.5%となっております。

次に、5ページからは決算報告についてであります。

6ページをご覧ください。貸借対照表であります。資産の部では、流動資産は9,781万1,653円、固定資産は656万9,689円、資産合計では1億438万1,342円であり、前期との

比較で2.6%の増となっております。負債の部では、流動負債が2,225万8,485円で、前期との対比で3.3%の減であります。負債については、前期同様ありません。純資産の部では、株主資本の額が8,212万2,857円で、前期との対比で4.3%の増となっております。利益剰余金は1,712万2,857円となり、前期との対比で25.0%の増となっております。

次に7ページ目は、財産目録であります。内容は記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

8ページをご覧ください。損益計算書であります。

売上高科目のうち純売上高は3億6,950万7,323円で、前期との対比では2.8%の増であり、これに指定管理費等収入を加えた売上高は3億9,946万5,906円となり、前期との対比では2.8%の増となっております。売上原価は2億1,576万5,755円で、前期との対比で4.5%の増であり、売上総利益については1億8,370万151円、前期との対比で0.9%の増となっております。

一方、経費であります。販売費及び一般管理費は1億8,364万1,024円で、前期との対比では6.9%の増となっております。次の9ページにその内訳を示しておりますので、ご参照ください。

この結果、営業利益が5万9,127円となっております。これに営業外収益の406万6,368円を加えた経常利益は412万5,495円となり、この結果、法人税などを差し引いた当期の純利益は341万9,795円となっております。

この利益剰余金につきましては、13ページでお示ししておりますが、今期につきましては、3期連続となる最終利益が出ましたが、会社の売上規模や株主資本金に比して利益額としては大きな額ではなく、会社所有の営業にかかわる備品、設備の修理や更新への備えと、本年度開設の2階オイスターバーの充実や体験観光メニューの拡充などへの財源確保を図るため、株主配当などをせずに、次期繰越利益として処理されたものであります。

戻りまして10ページは、株主資本等変動計算書であります。

当期純利益の341万9,795円の計上により、純資産の部合計の当期末残高は8,212万2,857円となっております。

11ページは個別注記表であります。内容は記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

12ページは監査報告であります。

次に、14ページですが、部門別収支決算書であります。一番下の行には、それぞれ部門ごとの経常利益の額が記載されており、これの前期との対比を口頭で申し上げますと、総務部門ではマイナス数値が19.4%増加、レストラン部門が6.9%の増、魚介市場部門が14.0%の減、喫茶部門が6.7%の減、展示販売部門が12.5%の増となっております。

15ページからは、平成29年度25期の営業活動計画についてであります。

16ページをご覧ください。平成29年度営業活動計画であります。営業の概要について読み上げます。

道東自動車道阿寒インターチェンジの開通効果により、東北海道の観光動向は追風を感じられます。当町においても厚岸蒸溜所の稼働は大きな話題となり、新たに「食」と「観光」をコラボレートした事業展開にますます期待が高まります。

営業を開始したオイスターバールにおいては、細かなメニューの対応を図り、施設のコンセプトに合った食を提供するコーナーを目指します。また、地域おこし協力隊を中心とした見学体験ツアー「厚岸蒸溜所」見学等の事業にも積極的に取り組み、新たな観光商品の構築に努めます。

好調であるふるさと納税返礼品については、返礼アイテムの充実を図り、地域の魅力を全国に発信していきます。

その上で、当期の計画では、18項目にわたる実施事項を掲げて取り組む方針を記載しております。

まず、1として、指定管理事業の遂行。2として、町民利用の増加を目指す。3として、プレミアム商品の開発と販売。4として、ふるさと納税返礼品事業の拡充。5として、オイスターバール営業と充実した活用。6として、アウトドアガイドの育成強化。7として、インターネット販売の強化。8として、旅行業者への営業活動の戦略化。9として、観光誘客宣伝事業。10として、修学旅行誘致の強化。11として、施設管理と機器の更新。12として、総合観光案内所の充実。13として、道の駅連携と物産交流プロジェクト。14として、催事物産販売プロジェクト。15として、地域グルメ事業の推進。16として、コンキリエ農園での栽培実施。17として、キャラクターの促進効果。18として、防災拠点に対する危機管理の強化。最後に、社員研修及び観光地視察の実施という内容になっております。

詳細については、それぞれ記載のとおりでありますので、説明を割愛させていただきます。

次に、22ページは、平成29年度部門別収支計画書であります。

当期については、これまでの実績を踏まえ、各部門ごとに計画額の積み上げを行い、全体の純売上高で前期実績の2.5%増となる3億7,850万円を見込み、売上原価で2億1,688万2,500円、売上総利益では1億9,135万4,684円、前期実績との対比では4.2%の増を見込んでおります。

一方、経費合計では、前期実績の3.6%増となる1億9,030万円を見込み計上しております。これにより、営業利益は105万4,684円となり、営業外収入では300万円を見込んでおります。

この結果、当期の経常利益405万4,684円を見込んだ計画となっております。

以上、経営状況説明書の内容説明ですが、このほか、お手元には補足資料として、株式会社厚岸味覚ターミナル開設後の各年度の収支決算状況の推移と、平成28年度第24期の部門別収支決算を、計画額と比較した表をお配りしておりますので、参照としていただきたいと思っております。

以上、株式会社厚岸味覚ターミナルの経営状況の説明とさせていただきます。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。

ございませんか。

3番、堀議員。

●堀議員 1点だけ、ちょっと教えていただきたいんですけども、営業活動計画の11、

施設管理と機器の更新というところ、老朽化した施設及び機械のメンテナンスについては適切な管理に努めというようにあるんですけども、この適切な管理というのは、どのようなことをいうんでしょうか。例えば、施設自体に老朽化した修繕箇所が出た場合は、味覚ターミナルコンキリエ自体で修繕をしていくのか、それとも、施設所有者である町のほうに修繕の依頼をしていくのかというような中で、適切な管理という範囲をしっかりと教えていただきたいと思うんですけども。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 株式会社味覚ターミナルは、厚岸町の施設である味覚ターミナルコンキリエの運営を担っている会社でございます。そこで、町の所有のもとの施設も指しますし、それから、みずからの持っている備品、これは小さなものでございますけれども、そういったものも含めたことという位置づけにはなります。

従来から町が整備したものについても、法定上の保守点検だとか、それから、日常の目視点検だとか現場でも行っておりますので、そういったことを怠ることなく、適正な状況でこの施設の管理、それから運営が行われるように努めていきたいということでございます。

●議長（佐藤議員） 3番、堀議員。

●堀議員 そうすると、簡易的な修繕とかも全て町のほうでやってもらうんだということが、ここでいう適切な管理という中なんでしょうか。それとも、簡易的な修繕というのは会社のほうでやっていくんだというようなことなんでしょうか。そこを知りたいのでお願いします。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 基本的には、町の施設にかかわる修繕については、町のほうの修繕費なり、大きなものであれば整備工事費、そういったもので従来から対応してきております。ただ、現場的に、簡略的にすぐに対応する場合というものもないわけではありません。これは本当に軽微なものとして押さえていただければと思います。会社の経営に支障のない範囲でやっている場合も、それはあるということも前提にはあります。ただ、それは大きなものではないということでございまして、基本的には町予算の中で対応しているとなっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 3番、堀議員。

●堀議員 100%、全部町が修繕するんだといったものじゃなくて、即行的に、すぐに、速やかにやらなければならないものは当然中にはあると思うんですね。そこはやはりきちんと明確にしておかなければならないと思うんですよ。ここまでは町が、あそこまでは

相手方、指定管理者のほうだというような、後からの係争関係にならないように、民法も改正にもなりましたし、やはりそこら辺の取り決めというものはしっかりとしなければならぬ。細かいところまでもしっかりと決めなければならないのが恐らく民法の改正だとも思うので、相手方に対してもしっかりとした基準、区分というものを合意させなければならないと思いますので、そこら辺はしっかりと詰めていてもらいたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 私の答弁がちょっと誤解を生んでいるかもしれません。基本的には、全額町費で持つというスタンスでございまして、何か問題が起きたとか、対応しなきゃならない場合は、速やかに町のほうに報告してくださいと。その上で、予算の範囲で対応すること、それから補正対応というのがありますので、そういった中でやらせていただいています。緊急執行というのは、本当に例はそんなにありませんし、額は大した額ではないと押さえていただければと思います。よろしく願いいたします。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。  
これをもって報告済みといたします。

●議長（佐藤議員） 日程第13、議案第31号 平成29年度厚岸町一般会計補正予算を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。  
税財政課長。

●税財政課長（星川課長） ただいま上程いただきました議案第31号 平成29年度厚岸町一般会計補正予算の提案理由をご説明申し上げます。

議案書の1ページであります。

平成29年度厚岸町一般会計補正予算（1回目）。

平成29年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正でございまして。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,845万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億4,431万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページから3ページまで、第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では5款5項、歳出では5款6項にわたって、それぞれ1億1,845万5,000円の増

額補正であります。

事項別によりご説明いたします。8ページをお開き願います。

歳入であります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金、地方創生推進交付金48万1,000円、国からの補助交付決定を受けての新規計上で、歳出計上の北海道くしろ地域・東京特別区交流推進に対する補助金であります。

6目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費補助金、社会資本整備総合交付金について道路事業部に対する配分額内示によるもので、道路橋梁維持分として3,001万3,000円、道路新設改良分として4,000万6,000円の増であります。なお、詳細は歳出でご説明申し上げます。

18款1項寄附金、1目1節一般寄附金200万円。匿名希望として2名の方からの寄附金であります。

20款1項1目繰越金、1節前年度繰越金1,376万6,000円の増、補正財源調整のための計上であります。

21款諸収入、6項3目3節雑入568万9,000円の増、自動車損害共済金20万9,000円、新規計上、歳出計上の損害賠償に対する保険金収入であります。コミュニティ助成事業助成金250万円、新規計上、北海道市町村振興協会からの補助金交付決定を受けての計上であります。内容は歳出でご説明申し上げます。漁業振興対策費18万円の増、歳出計上の水産多面的機能発揮対策支援事業に係る厚岸漁業協同組合の負担分の計上であります。B & G地域海洋センター修繕等助成金280万円、新規計上、日本財団からの助成金交付決定を受けての計上であります。内容は歳出でご説明申し上げます。

22款1項町債、6目土木債、2節道路橋梁債2,650万円の増、それぞれ説明欄記載の充当事業について、社会資本整備総合交付金の交付内示による充当事業債の増額であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

10ページをお開き願います。歳出であります。

2款総務費、1項総務管理費、10目企画費104万8,000円の増、北海道くしろ地域・東京特別区交流推進として新規計上であります。この事業は、地方創生推進交付金の活用により行うもので、昨年度に引き続き2年次目の実施となります。事業内容につきましては、当町のほか、管内の市町村との連携による首都圏や関西圏などへの教育力を招聘、プロモーション（聴取不能）、釧路地域特産品の販路拡大を図るとして、東京都荒川区との連携による味覚市などの実施に係る旅費及び負担金の計上であります。

12目車両管理費21万円の増、交通事故に対する損害賠償金の計上であります。なお、内容につきましては、本定例会に提出しております議案第49号及び議案第50号の損害賠償の額を定める議案でご説明申し上げます。

3款民生費、1項社会福祉費、7目自治振興費250万円の増、コミュニティ助成事業として、事業採択を受けての新規計上であります。内容につきましては、若竹自治会による厚岸神社例大祭用備品整備に係る補助金であります。

2項児童福祉費、4目児童福祉施設費250万円の増、湖北地区の保育所建設に伴う旧教職員住宅解体のための実施設計委託料として新規計上であります。湖北地区の統合保育

所の建設予定地につきましては、現在、旧真龍中学校裏山の避難場所付近を予定しております。現地では現在、役場職員住宅と旧教職員住宅が建っているため、当該用地に保育所を建設するためには、当該住宅の解体が必要となります。このたび、この住宅の解体費の財源を検討してきたところ、社会資本整備総合交付金の対象となることが確認されたため、当該交付金の対象事業とするための実施設計委託料を計上するものであります。

5 款農林水産業費、3 項水産業費、2 目水産振興費27万円の増、水産多面的機能発揮対策支援事業について、北海道からの事業内示を受けての増であります。事業費の増分は、昆布漁場岩盤清掃分であります。

次ページ。7 款土木費、2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁維持費4,104万8,000円の増、社会資本整備総合交付金の増額交付内示を受けての補正であります。真栄大通りほか整備事業2,044万9,000円の増は、真栄大通り歩道改修として歩道整備315メートルの延長増、桜通り歩道改修として歩道整備71メートルの延長増に伴う事業費の増であります。町道舗装整備事業2,059万9,000円の増は、筑紫恋道路舗装補修として道路整備248メートルの延長増に伴う事業費として1,379万9,000円の増のほか、新たに真栄1条通りの舗装補修整備として延長160メートル、事業費680万円の計上であります。なお、真栄1条通りの整備につきましては、社会資本整備総合交付金の増額交付を受けて、3カ年実施計画登載年度を1年度前倒しし実施するものであります。橋梁長寿命化計画策定事業及び橋梁長寿命化整備事業は、財源内訳補正であります。

2 目道路新設改良費、床潭末広間道路整備事業として6,651万5,000円の増は、社会資本整備総合交付金の増額交付を受けて、事業実施内容を精査の上、執行済みの事業費を調整減するほか、係る事業費の補正増であります。湾月町通り整備事業につきましては、財源内訳補正であります。

9 款教育費、6 項保健体育費、2 目社会体育費、B & G海洋センター整備事業として436万4,000円の新規計上は、日本財団からの助成金の交付決定を受けての補正であります。事業内容は、海洋センターアリーナ及び武道場における照明設備32基について、水銀灯からLED照明への更新であります。

以上で、歳出の説明を終わります。

1 ページへお戻り願います。

第2条、地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

4 ページをお開きください。

第2表、地方債補正、変更であります。

辺地対策事業2,610万円の増、過疎対策事業40万円の増、起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

5 ページをご覧ください。

地方債に関する補正調書であります。

表の下段、合計欄、平成28年度末現在高95億5,844万4,000円、平成29年度中起債見込額6億9,320万円、平成29年度中元金償還見込額9億7,517万1,000円、補正後の平成29年度末現在高見込額は92億7,647万3,000円となるものであります。



以上で、議案第31号 平成29年度厚岸町一般会計補正予算の提案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（佐藤議員） 本件の審査方法についてお諮りいたします。

本件の審査については、議長を除く12人の委員をもって構成する平成29年度一般会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本件の審議については、議長を除く12人の委員をもって構成する平成29年度一般会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定いたしました。

- 議長（佐藤議員） 本会議を休憩します。

午後 2 時07分休憩

午後 2 時11分再開

- 議長（佐藤議員） 本会議を再開いたします。

- 議長（佐藤議員） 日程第14、これより一般質問を行います。

質問は、通告順によって行っていただきます。

なお、厚岸町議会会議規則第61条第5項の規定により、一般質問の時間は、答弁を含め60分以内となっております。5分前にはベルを鳴らし、合図をいたします。

はじめに、8番、南谷議員の一般質問を行います。

8番、南谷議員。

- 南谷議員 第2回定例会開会に当たりまして、まずもって、6月13日告示の厚岸町町長選挙に無競争で5期目当選されました若狭町長に心よりお喜びを申し上げます。まことにおめでとうございます。

町長におかれましては、7月13日、5期目をスタートされますが、リーダーシップを遺憾なく発揮され、町民の負託にしっかりと応えていただきたく、エールを送ります。

町長は、街頭第一声で、5期目の町政執行に当たっての基本政策について述べられました。基本的には第5期厚岸町総合計画を基調に取り組みられると申され、午前中の行政報告におかれましても同様に述べておられました。5期目に向けて、取り組みの中で4点について質問をいたします。

街頭での政策の一番目に、将来、子供たちの時代に負担をかけてはいけない、そのた

めにも財政基盤強化を図りたいと述べられましたが、その具体的な対応、どのように対応されるのか、お尋ねをいたします。

また、沿岸漁業の振興策と後継者対策についても触れられましたが、具体的にどう取り組まれるか、お尋ねいたします。

さらには、酪農の関係で、町営牧場の運営、機能拡充による農家負担の軽減や生乳生産量増加の支援をうたって唱えておられました。町営牧場施設改修は町営牧場施設改修計画、これらはどのようになるのか、お尋ねをいたします。

私は、本町の人口流出対策として、水産、酪農、1次産業を主体とした支援が当然大切であります。この1次産業の関連産業で働く若者たち、本町で働く若人が技術の取得や向上をするための支援策が必要と考えます。5期目に向けてぜひ取り組んでいただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

2点目でございます。町民ホールの正面に「祝 尾幌一糸魚沢間事業化のための計画段階評価着手決定」と大きく張り出されております。北海道横断自動車道尾幌一糸魚沢間の進捗状況と見通しについてお尋ねをいたします。

さらに、インターチェンジは、市街地により近く設置すべきと考えますが、いかがでしょうか。

3点目でございます。熊対策について質問いたします。

最近、町内外で熊出没のニュースを頻繁に耳にいたします。本町における熊出没状況、平成29年分の熊出没状況についてと、町がこれまでとってこられた対応について伺います。

また、町民が安心して暮らせる対策、実のある対策を講ずべきと考えますが、町長の所見をお尋ねし、1回目の質問といたします。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 8番、南谷議員のご質問にお答えをいたします。

まずもって、先ほど私の当選に対しましてのお祝いのお言葉をいただきました。まことにありがとうございます。決意も新たにしっかりと4年間頑張る所存でございます。よろしく願い申し上げます。

1点目の5期目を迎え、若狭町長の町政執行についてのうち、はじめに、財政基盤強化は具体的にどのように対応されますかについてであります。近年の社会情勢の変化によって、当町においても人口減少対策や少子高齢化対策など、地方創生の推進による新たな行政課題への取り組みが進められている中、防災・減災対策や老朽化する公共施設の改修、更新への対応など、今後も多額の財政需要が見込まれます。このような状況の中、行政サービスの低下を招くことなく、町民の要望に応じた各種の施策を推進するためには、財政基盤の確立が重要であると深く認識しております。

当町における財政状況は、町税や使用料などの自主財源は約3割で、地方交付税や国、道補助金などの依存財源が約7割となっており、中でも地方交付税は歳入全体の約4割を占めております。そのため、町税における現在の徴収率を維持するなど安定した自主財源の確保はもとより、地方交付税の算定に影響する地方財政対策を注視することや、

投資的経費に充当する地方債の発行についても地方財政措置が図られた有利な地方債を活用するなど、財源の確保についても留意する必要があります。

財政基盤の強化に向けては、短期的な視点にとらわれず、将来を見据えた基金等の残高確保や全ての会計における健全化を図るなど、中長期的な視点での取り組みを着実に進めてまいります。

次に、沿岸漁業の振興策と後継者対策は具体的にどう取り組まれますかについてであります。近年、サンマの水揚げ減少に加え、昨年の北洋サケ・マス流し網漁の終えんにより、沖合漁業が大きな転換期を迎えており、本町の経済に大きな影響を及ぼす水産を維持発展させていくためには、これまでも増して沿岸漁業の振興が重要であると考えているところであり、この考えは厚岸漁業協同組合においても同様とお聞きしています。

このため、町が行うカキエモンの種苗生産や水産増養殖調査研究事業を初め、厚岸漁業協同組合が行う弁天カキの種苗生産や沿岸漁業振興に向けた各種の試験、調査事業、水産多面的機能発揮対策事業などに対する支援等を今後も厚岸漁業協同組合と連携して取り組んでまいります。

一方、厚岸漁業協同組合に近年の後継者の傾向を伺ったところ、既に代がわりにより30代から40代といった比較的若い経営者がふえてきており、青年部においても部員26名中5名は既に経営継承を終え、残りの21名は家業の手伝いをしている、いわゆる漁業後継者であるとのことで、子供のいない世帯を除けば、継承は着実に進んでいる印象を持っているとのことです。

本町の沿岸漁業が今まで以上に魅力のある仕事として後継者の方々に従事してもらうためには、漁業生産体制の強化や給料環境の改善により、漁家経営の安定化を図ることが最も重要であると考えております。

このため、既に継承した方、これから継承しようとする方が安心して漁業を営めるよう、漁業近代化資金利子補給金や昆布漁場改良事業などの資源増大策、昆布選別機やカキばらし機等の導入による省力化など、時代の要請に応じた対応を今後も進めてまいりたいと考えております。

次に、町営牧場施設改修はどのようになりますかについてであります。町営牧場は、昭和45年に、町内農家個々の負担を軽減するため、各農家が行っている乳牛の育成部分を担い、酪農経営の効率化と乳牛の生産性を高めることを目的として供用を開始し、現在では夏期放牧で約2,500頭、冬期舎飼いで約1,300頭の乳用育成牛の預託を受ける重要な施設となっています。

しかしながら、町営牧場に点在する各施設は古いもので約47年が経過し、施設の老朽化が著しいものもあり、計画的な施設改修が必要となっております。また、釧路太田農業協同組合では、本年5月に地域農業振興計画を策定し、5年後の平成33年度には、経産牛の増等などで乳量を7万トンとする計画を策定したほか、矢白別演習場周辺農業用施設設置助成事業での採択を見込んだ上で、平成30年からの3カ年計画で、若齢牛211頭規模を飼養する牛舎の建設を予定しており、今後、農家個々からの預託希望頭数の増加が見込まれる状況となっております。

このため、町税牧場の老朽化した施設の改修や各団地における草地整備、農作業用機

械の更新、冬期舎飼いの牛舎増築など、町営牧場全体で計画的に取り進めなければならないことであり、今後、釧路太田農業協同組合や関係機関の意見を聞きながら、整備計画の取りまとめを進めてまいりたいと考えております。

次に、本町で働く若者が技術の取得や向上をするための支援策が必要ではについてありますが、町では、町内中小企業における技能労働者の職業に必要な能力の開発及び向上のための職業訓練を行うことにより、職業人としての有為な労働者を養成し、職業の安定及び労働者の地位の向上を図るため、昭和47年度に厚岸町職業訓練センターを設置し、現在に至っております。

同センターでは、職業訓練法人厚岸地方職業訓練協会が実施する普通職業訓練短期課程を例年20名程度の訓練生が冬期間に約50日間受講しております。また、技能検定についても例年数名程度受検しており、この訓練には北海道及び北海道労働局からの補助金があり、また、企業側には建設労働者確保育成助成金の支援があります。こうした職業訓練を実施しているのは、釧路・根室管内では厚岸町と釧路市だけであります。

また、職業訓練法人釧路地方職業能力開発協会においても、例年、本町の技術者が数名から十数名程度、認定職業訓練に参加しており、技能検定も受けております。この認定職業訓練には、事業者負担で個人負担はなく、職業訓練法人釧路地方職業能力開発協会には北海道からの助成金があり、事業者側には北海道労働局からキャリア形成促進助成金の支援があります。

さらには、釧路地域通年雇用促進協議会の支援事業である資格取得支援事業、季節労働者スキルアップ事業、季節労働者資格取得支援事業があり、対象である季節労働者がここ数年、十数名程度が参加しており、個人負担があるのは季節労働者資格取得支援事業において6割ほどの負担のみで、国や協議会の事業であることから、個人負担は極力抑えられている状況にあります。

以上のことを踏まえて、これらの事業を活用することで、自己負担が少なく、職業訓練及び資格取得できることから、これまで同様、厚岸町職業訓練センターを維持しつつ、職業訓練法人厚岸地方職業訓練協会及び厚岸地方技能士会と連携して、働く方々の技術取得や向上を支援していきたいと考えております。

続いて、2点目の北海道横断自動車道尾幌一糸魚沢間の推進状況についてのうち、進捗状況と今後の見通しはについてであります。釧路・根室管内における長年の懸案でありました釧路ー根室間の高速道路整備につきましては、厚岸町及び厚岸町議会も構成員として加入している北海道横断自動車道釧路・根室間建設促進期成会はもとより、町、町議会、産業経済団体などが一堂に会して、厚岸町が単独実施した、国土交通省、財務省などへの要請活動が実を結び、平成29年度北海道開発局予算において、個別路線の事業化に向けてルート、構造検討にかかわる調査を進める箇所として、尾幌一糸魚沢間が認められました。

今後の手続としては、各種調査を初め、学識経験者等の第三者で組織する国土交通省社会資本整備審議会の北海道地方小委員会に概略ルートや構造等を複数案作成しての比較や費用対効果などを図り、必要性が認められれば、新規事業化が決定いたします。この決定までの期間は、計画段階評価に着手してから二、三年を要するとされており、現在、北海道開発局において、尾幌一糸魚沢間の計画段階評価に向けた調査などが進めら

れているほか、同期成会などにおいて、計画段階評価への早期着手要請を国土交通省などに対して行っているところであります。

次に、インターチェンジは市街地により近く設置すべきではについてであります、尾幌一糸魚沢間の高速道路は、大雨時の冠水や津波浸水予想区域にある国道44号線の防災上の脆弱性を回避することが絶対条件となります。厚岸町としては、水産物輸送などの物流、緊急時の患者輸送、地域住民の生活上の通行、観光客の町内への誘導などを勘案すると、できるだけ市街地に近い位置が望ましく、事業執行の主体となる北海道開発局釧路開発建設部に対して、インターチェンジをできるだけ市街地に近い位置に計画していただくよう既に要請しており、今後、事業化に向けて、随時要請していく所存であります。

次に、3点目の熊対策についてのうち、はじめに、本町における熊出没状況と町がとってきた対応はについてであります、今年度に熊の出没状況として町民などから連絡を受けたのは、4月18日に厚岸駅から連絡があったものを最初として、6月26日現在、熊の姿の目撃情報が18件、熊の足跡の目撃情報が1件、熊のふんの目撃情報が1件の合計20件であります。なお、個別の日時、場所などの目撃情報については、配付資料の平成29年度ヒグマ出没状況のとおりであります。

次に、町がとってきた対応についてであります、町民などから熊の出没情報を受けた場合は、直ちに警察及び教育委員会などの関係機関に連絡をし、担当者は速やかに現地を確認しております。また、出没場所に応じて、自治会への連絡、防災無線やIP告知端末での住民周知のほか、熊出没注意看板を設置するなどの注意喚起を図っております。さらに、たび重ねて出現し、被害を及ぼす可能性や人に危険性がある場合には、臨時ヒグマ駆除員などによる巡回や個体の捕獲に努めることとしております。

次に、町民が安心して暮らせる対策を講ずるべきではについてであります、当町の熊対策については、特に山菜とりなどで野山への入り込みがふえる春と秋の年2回、広報あつけしにおいて、ヒグマ注意特別期間を周知し注意喚起するとともに、ヒグマの出没情報を随時更新し、町のホームページに掲載しております。

また、出没した熊の対策については、北海道が策定した北海道ヒグマ管理計画に基づいて行っており、人間を恐れて避ける人家付近、農地などに頻繁に出没する、農作物に被害を与えるなど人間活動に実害をもたらす、人間に積極的につきまとうなど、出没した個体の行動から判断フローに基づき、出没個体の有害性を4段階に区分し、有害性の段階に応じた対応をしております。

今後も出没情報の周知と注意喚起を図るとともに、関係機関が連携し、被害の防止のための必要な対策を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上であります。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 はじめに、財政基盤強化についてお尋ねをさせていただきます。

町長は街頭で、厚岸町の自主財源は27.9%、先ほどの答弁では約30%と述べられておりましたけれども、自主財源には繰入金が含まれておると思います。30%なんでしょう

けれども、この内訳について説明を求めます。

●議長（佐藤議員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） お答えさせていただきます。

一般財源の内訳ということでしたので、科目のほうでご説明させていただきます。

一般財源というふうに区分されるものにつきましては、1款の町税、13款の分担金及び負担金、14款の使用料及び手数料、17款の財産収入、18款の寄附金、19款の繰入金、20款の繰越金、21款の諸収入ということで、これらが一般財源という内訳になってございまして、総体的には、今年度の当初予算の中では、議員おっしゃいました27.9%という数字になってございます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 当初予算で27.9%ということでございますけれども、町長の言われるように自主財源には間違いはないんですけれども、繰入金、国からの交付税も私は含まれているのではないのかなと判断をさせていただきます。というのは、繰入金でございますから、前年度の事業の実績によって変わってきますよ、繰入金は。その中には、やはり交付税も含まれるのではないのかな。そうすると、町民から徴収される純然たる財源というものはもっと下がるのではないのかな。ですから、町長が言われるように、本当に厚岸町の財政というものは、直接町民の皆さんから徴させていただく財源というものはもっと縮まるのではないのか。その分、事業展開には大変な苦勞があるだろうと、かように思うわけでございますけれども、その辺、いかがなものでしょうか。

●議長（佐藤議員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 今、基金のご質問がありましたが、基金の部分でございますけれども、実際的には、基金の造成につきましては、財源の区分として先ほどは自主財源と依存財源という分類がございますけれども、そのほかに一般財源と言われるものと特定財源と言われるものがございます。特定財源と言われるものについては、議員わかっているとおり、起債ですとか、そういった特定な事業をやるために必要とされる財源ですね、それが特定財源ですけれども、基金の造成に当たりましては、そちらではなくて、一般財源と言われる、町税もそうですけれども、交付税ですとか、そういった国からいただく依存財源の中の一部も全部含めてがその財源の原資となって、歳入歳出全て入ってきている予算と事業で歳出で組まれる予算の総体的なバランスの中で、歳入が上回った分については、そこを基金の積立金として積み立てていって、次年度以降にその分を使わせていただくという手法でやっているということでございます。

議員おっしゃいますとおり、財源の部分については、そういった一般財源ですので、町民の皆さんからいただく町税も入っておりますし、国からいただくものも入って、総体的なバランスの中で処理をしているという状況になってございます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 それともう1点、ちょっと伺いたかったんですけども、町長、就任以来、平成13年に就任をされまして、4期16年で36億円の借入金の減額に努められたと述べられました。一般会計ベースだと思うんです。たしか3月の新年度予算のときにも、僕、ちらっとこの話をさせていただいたんですけども、一般会計ベースで、平成28年度の決算数字がまだ出ていないものですから、僕はちょっと計算できなかったんですけども、町長が約36億円の借入金の、16年間で減額されたということだと理解をさせていただいたんですけども、当然厚岸町の会計というのは、特別会計、企業会計、さらには、このたび消防の建物や建設関係もしております。一部まだ消防の分の借り入れもすっかりのっかっていないというふうに、28年度末では。そういうような状況の中で、これらの数字についてもう少し詳しく説明を求めます。

●議長（佐藤議員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 町債のほうの残高ということで、議員おっしゃいましたとおり、一般会計ベースでは、町長就任以来、13年の就任以来から今現在、28年度末では、約36億円が減少になっている、これはその数字のとおりでございます。

その中で、全会計どうなんだということですけども、この全会計の分を比較しますと、町長が就任された平成13年度当時から今28年度決算見込みの段階ですけども、これを一般会計と企業会計、特別会計全て合わせますと、今の残高が161億5,000万円ほどとなっております。なので、町長就任時からの比較でいきますと、この部分では47億円ほどが減っているという状況になってございます。

それに加えて、先ほど議員のほうからおっしゃいました消防はどうなんだということ、実際的には、消防のほうにつきましては、厚岸町が、我々のほうで町債を発行するわけではなくて、東部消防組合、一部組合のほうで起債を発行しますので、我々のほうの残高にはのらないわけでございますけれども、ただ、そうは言いましても、その所管すべき財源は厚岸町、一般会計が負担するということでもありますので、そこを含めますと、今、消防庁舎はまだ建設中でございます。最終的にはまだ、外構も残っておりますので、その分がのっかりますけれども、今現在、消防のほうで予算措置されている分を足しますと、一般会計、企業会計、特別会計全て合わせると177億円ほどになるという状況になってございます。

そういったことを数字で申し上げますと、13年度当時から比べると、これを入れましても31億円ほどが減少していると。結果として減少しているということになってございます。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 一応、町長が街頭で述べられました数字について、私なりに調べさせていた  
だいたんですけれども、なかなか、一般会計ベースなので、全体でどうなんだろうなど  
という思いがしたものですから、改めて確認をさせていただきました。

間違いなくトータルの厚岸町の財政というものは、町長就任以来、事業展開はしっか  
りやってこられているんですけれども、債務のほうは減少してきている。これは本当に  
敬意を表するわけでございますが、さらには、これからも5期目に向けて、衛生管理型  
の漁港、また、先ほど述べられました酪農の施設に着手していただけるかなと、そうい  
う期待もしております。ですから、国や道、それぞれ有利な起債をフルに活用してい  
ただくように、連携をとって、そして財政の基盤、債務の減少に努めていただきたいと思  
いますが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

財政は大変厳しい現実であります。これは特に地方自治体であります。今、地方は、  
国の施策によりまして大きく左右されることが多いわけでありまして。私も先ほど南谷議  
員から演説があったという選挙に関してのお話がありましたが、平成12年に地方分割法  
というものが通ったわけでありまして。その目的は、国と地方は対等だというスタートで  
あったわけでありまして。かつては3割自治体、その前は言われたわけでありまして。と  
ころが、答弁いたしましたとおり、何も変わっていないんです。自主財源は3割、依存財  
源は7割という状況であり、国によって大きく左右される現実の財政状況になっておる  
わけでありまして。

私は、健全な行財政運営基盤の確立なくして、真の地方自治の発展はあり得ないと考  
えております。そのために、私は自主自立の気概を持って、厚岸のさらなる発展とその  
持続のため、効率的で効果的な行政運営を的確に進め、町民皆さんの思いをしっかりと  
受けとめ、さまざまな行政課題にも取り組み、町長として、その職務に全身全霊を傾け  
てまいりたい、そのように考えております。

けさの私の挨拶でも申し上げましたところですが、しかし、これからは大変な事業が  
待っております。例えば、公の施設が全て老朽化いたしております。その対応をどうす  
るのか。また、保育所の統合の問題、防災無線のデジタル化、またはIP告知の5年間  
の耐用年数が過ぎてしまうという結果、さらにはまた、避難階段の松葉町の問題、ある  
いは、先ほどもお話ありましたけれども、消防本部は移転をし、厚岸消防署も中に入る  
わけでありまして、第1分団の庁舎をどうするのか、高台に移転をしなければならない大  
きな課題がそれぞれあるわけでありまして。大変な覚悟を決めて、それなりに取り組ん  
でいかなければならない厳しい時代が続くなと思うわけでありまして。今、ご指摘があり  
ましたとおり、しっかりと、かわいい子供方に借金を残さないような財政を確立しながら、  
いいまちづくりをしてまいりたい、そのように考えておりますので、ご理解をいただ  
きたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。



- 南谷議員 次に参ります。沿岸漁業振興策と後継者対策でございます。

常日ごろ、振興課長、一生懸命取り組んでおられる姿は分かるんですけども、新たなメニューがなかなか見えないなという思いであります。これからも沿岸漁業、本当に大変だと思います。それぞれ取り組んでおられますけれども、意欲的に労働力の省力化とか沿岸の皆さんの後継者対策、これらに力点を置いて頑張っていたきたいと思いますが、いかがですか。

- 議長（佐藤議員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（湊谷課長） ご質問者もご承知のとおり、沿岸漁業にこれまで以上に取り組んでいかなければいけないという時代が来たわけでございます。そういった部分では、漁業協同組合のほうは早くからそういった部分も考えながら、いろいろ模索してきたんですね。例えば、ウニの部分がうまくできないのか、あるいはホタテ、各地でホタテをうまく養殖事業が発展して、それだけでもかなりの収益を上げているというところがありますけれども、厚岸の場合には、やはり漁場の形成、あるいは漁場の環境ですね、深さ、こういった部分、いろいろ取り組んできましたけれども、思うように進んでいないという中で、今、ホタテの部分ではカゴだとかという取り組みも行っております。

そういった時々の流れをつかんで、漁業協同組合もいろいろと模索しているわけでございますけれども、そういった部分を町としてもキャッチして、ともども厚岸町の水産業、これからも発展するような取り組みを、どういうものかということ、ともなになって考えていきたいと思っているところでございます。

- 議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

- 南谷議員 次に参ります。町営牧場の施設改修でございます。

総合計画に町営牧場の施設改修について、長期的なスパンで立てた改修計画がのっておりません。部分的にやってきているというのは分かるんですけども、私がさっき質問した内容については、総合計画の中には残念ながら網羅されていないんです。今日、TPPが厳しい状況にある。そして、EUとの経済連携協定交渉でチーズの一部品目の関税引き下げ、これらが検討されると本町の酪農業界にとっても大変な痛手になるのではないのかなど、かように私は思う次第でございます。

そのような中で、本日の定例会にも総務産業常任委員会で調査報告書を提出させていただきました。町営牧場の視察結果につきまして朗読をさせていただきます。委員会の所見でございます。

酪農家が減少傾向にある中、釧路太田農業協同組合では、生乳の増産を目標に掲げており、後継牛対策は必至であると思われま。現状、町営牧場冬期舎飼い受け入れは満度であるため、一部の酪農家は町外へ預託をされており、若齢牛対応を視野に施設の増設も含め検討されたいと、こういうふうな所見を出させていただきました。

先ほどの町長の答弁では、これらについて検討されるという答弁でございましたが、

再度確認だけさせていただいて、長くは要りません。先ほどの町長の答弁で間違いがないのか、どうなのか、その辺の確認だけさせていただきます。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 間違いございません。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 ぜひ、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に参ります。若者が技術の取得や向上するための施策についてでございます。

町民の誰もが、将来も元気な町に発展していただきたいと思います、厚岸の町が活性化することを望んでおると思います。私もそうですし、町長ももちろんそうだと思いますし、そのために汗を流しておられると思います。

厚岸町には、水産加工場や船舶関連業界や運送業、建設業、多くの厚岸ならではの産業がございます。このいずれの産業においても、今日、若い技術者不足になってきていると私は思います。先ほど職業訓練所、いろいろ施設を活用されている、これは大変すばらしいことだと思います。ですけれども、もっと一步踏み込んで、この5期目には、事業者も、少なくとも高校を卒業された若い人、学校を卒業した若い人、3年ぐらいは一人前にはなれない、なかなか育ち切れない、事業者にも負担になる、それから、若い人も魅力を持って技術の向上にするためには、やっぱり支援策、何らかの支援策が必要だと思います。

3年ぐらいは技術屋として、無線業界なんかでもそうだし、船舶関連業界でもそうなんですけれども、一人前なんか、なかなか使い物にはならないんだと。その間、事業者は、経済的負担を養って給料を払っているんだけど、思うようになかなか、厳しい現実にもある。そういう状況の中で、これからは、いろいろな産業があると思います。水産加工場もあるだろうし、漁業後継者、酪農の後継者ももちろんありますが、厚岸町の町には1次産業だけではございません。関連産業の働く人たちが厚岸に残って技術を身につけて、町のために活躍できるようなまちづくりにしなければ、厚岸の町は、私は衰退すると思います。そういう意味では、もう少し考えて、何らかの国の制度なり活用されて、そういう技術の取得、それから魅力を持った職場づくりができるような施策というものを考えていただきたいと思います、取り組んでいただきたいと思います、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 厚岸町は1次産業、特に水産と農業を基幹産業として発展してきた町であるということで、先ほどからやりとりが交わされてございます。そのとおりでございます。

そういった中でも、例えば水産に関しては、ただ水揚げして生鮮を送るだけでなく、

加工する事業所がほかの町に比べて多い、そこで働く方も多いということで、関連産業の層が厚いということで、厚岸町はほかの町よりも経済的な活動が活発であるということとは確かであると思います。

それから、先ほど造船業という話もされましたけれども、厚岸に今、共同利用船49トン、漁船としては本当に大きな船でございます。それを建造するだけの能力のある造船所が今二つある。これはほかの町にはない産業がまだ存在するし、技術力も今高めているという状況にもございます。先ほどから言われた運送業も加工業との連動があるし、それから建築業につきましても、土木とあわせて建物を建てる会社も大きな会社が存在するというので、大型の発注の工事をして、JVなどと組みつつ、そういったことを受注する会社もあるということで、本当にそういった状況の中では、それぞれの分野で、事業主の方、それから働いている方も切磋琢磨しながら現状にあるのかなと思います。

質問者が言われたとおり、働く方々の支援というのは大事なことであろうと思います。特に若者は大事な町の宝でありますから、そういった方々が技術力を高めつつ、年齢を重ねるごとに、また次の世代にもその技術が伝承していけるように、各業界の方々との情報も交換しつつ、こういった支援策ができるのかということもあわせつつ、これから考えてまいりたいと思います。

厚岸町は、逆に言うと、今まで業界の方々も自助努力しながら発展してきたのかなと思います。先ほどから言っている国や道の制度も上手に利用して、管内にない組織がまだ厚岸町に存在するわけでございますから、そういったこととの連携も強めつつ、対応してまいりたいと思います。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 2点目に参ります。自動車道でございます。

先ほど、町長は胸を張って答弁されておりました。しっかりと早期実現に向け、頑張っていたきたいと思います。

3点目でございます。熊対策でございます。

先ほどの資料、6月だけで9回、ここの9回、9日間出沒しているんですね、6月に入ってから。まだあと3日あるんですよ、6月は。1カ月に9回、10回となると、単純計算で3日に1回、熊が厚岸に出ているんですよ。これは私、異常な数字だと思うんですよ。3日に1回、厚岸の町に熊が出ているわけでございますから、そんな町というのは余りないのではない。羅臼はどうか知らないですけども。もし、皆さん、3日に一遍厚岸の町に熊が出ているよ、ちょっと考えられないような数字でございます。

昨年の10月の6日、片無去の山林で、森林組合の職員が仕事に不幸にして熊にかまれ、重症を負いました。もしかしたらとんでもないことになったかもしれないんですけども、幸いにして大事には至らなかった。でも、本人は大変な恐怖感を覚えたと思います。

最近、特に、熊のほうに人家に来ている。門静の道路を横断、太田に上がる坂に熊が出沒している。本当に光栄の皆さん、安心して寝れないのではないのかなと心配でなり

ません。熊のほうがかつてよりも人に近づくことを恐れていないのではないのかな。熊との共生、大事かもしれません。ですけれども、このままでは熊にとって安心、安全な厚岸町でございます。人は住みにくい。熊にとっての厚岸町です、町長。これでは困るんですよ。もう少し実のある熊対策というものをしていただかなければ、住民は安全、安心な町ではないんですよ。熊にとって安心、安全な町、厚岸町では困ります。いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 今、ご質問者おっしゃられましたとおり、9日間にわたった中では、13回を目撃情報があります。4月から今日まで、町長の答弁にありましてとおり、熊直接の目撃、足跡、ふんを含めた中では20件ということでございます。例年の目撃情報等の統計からいいますと、昨年は、平成28年度4月から6月、16件、27年度は25件と。24年にさかのぼりますと、この年は大変多く、年間82件、そのうち4月から6月にかけて45件というような目撃情報もございます。

質問者が心配されるように、熊のほうが人家等に近づいてきているのではないかとというようなご心配でございますけれども、前段お話ありましたとおり、北海道全域がヒグマのすみかでございます。国内においては、ヒグマについては北海道のみに生息しまして、日本最大の哺乳類でございますし、陸生の哺乳類でございますし、保護することも大切でございますし、また、適正な管理をすることも大切でございます。我々としましても、まずもってヒグマに会わないこと、これが一番大切だと。

目撃するのはこういうような状況の中で、統計数字からいいますと、やはり積極的に春熊を駆除していた時代、さらには、今度は保護しなきゃならないというような状況で、その駆除を平成4年にとりやめておりますけれども、そういうような統計資料からいいますと……、申しわけございません。なかなか生息密度が低いことから観察が容易じゃないんですけれども、過去に行ったハンターさん等のアンケート、それと研究機関がいろいろと生息除去、駆除した雄、雌、さらには個体除去等を確認した中での推定算定をした中では、平成2年度が5,800頭、プラスマイナス2,300頭、それが平成24年度、1万600頭からプラスマイナス6,700頭というような推計数字が出されております。この23年間の中で、平均値で1.8倍ふえているんじゃないか……（「議長、議事進行」の声あり）

●議長（佐藤議員） 8番。

●南谷議員 簡潔にお願いしますよ。そんな長いこと聞きたくないです、僕。どうするか聞いているんです。過去がどうだとかこうだとかってね、やるのかやらないのか、そのことだけ1点でお願いします。

●議長（佐藤議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 先ほど町長の答弁にありましてとおり、熊の出没状況、個

体の有害さに応じた中での段階的な対応を図っているところでございます。

やはり巡回した中で、臨時ヒグマ駆除員等、熊と遭遇した場合、追い払い等を行いますけれども、それでも逃げないといった場合については、残念ながら駆除するしかないというような形で、本年におきましても、この間の中では2件、駆除等をさせていただいている状況でございます。

ただし、厚岸町で仮に積極的にこの駆除を行ったとしても、環境のいい場所については、雄熊については、1日で50キロ以上も行動すると。いい生息地についてはやはり次のものが入ってくるという状況でございますので、今、北海道が進めておりますヒグマ管理計画に基づいた中で、今後、春熊駆除等の検討がなされていくのであれば、科学的な根拠に基づいた中での対応がなされると考えられますけれども、現在の中では、厚岸町にとって、この管理計画に基づいた中での適切な対応を図っていきたいと考えております。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 最後にします。

いや、あのね、大変だと思うんですよ。熊が出たよというニュースを聞いていて、猟友会の方々が行ってもなかなか見つからない。わなを仕掛けても駄目だ。ですけれども、今、課長が言われたように、条件のいい場所であれば、駆除してもまた来る。それであれば余計、身の安全というものを確保するためにも、町としても、猟友会なり後継者育成とか、町としての考え方というものを、やっぱり襟を正さなければ私は駄目だと思うんですよ。広報でお知らせする、これは分かりますよ。今までやっていないと言うんではないんですよ。ですけれども、今まで以上に、やはり一步踏み出していきたい。いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） これは厚岸町だけの問題でございません。北海道等々、関係機関と連携した中で、さらなるこういう対策を講じることを検討していきたいということで答弁にかえさせていただきます。

●議長（佐藤議員） 時間ありますよ、まだ。よろしいですか。

以上で、南谷議員の一般質問を終わります。

●議長（佐藤議員） 休憩をいたします。再開は3時40分からといたします。

午後3時08分休憩

午後3時40分再開

●議長（佐藤議員） 再開いたします。

次に、12番、佐々木亮子議員の一般質問を行います。

12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 私は、今定例会におきまして、さきに通告をいたしました内容に沿って、2件の質問をさせていただきます。

一つ目は、ヘルプマークについてです。

その一つ目として、ヘルプマークとその活用について、どのように捉えているのか。

2点目として、ヘルプマークは、障害者などの有効活用が期待されて、全国的にも導入する自治体がふえてきています。ことし7月には日本工業規格、いわゆるJ I S規格ですけれども、そこに登録をされる見込みともなっています。当町でも導入すべきだと考えていますが、いかがお考えか、お伺いをいたします。

2点目に、矢臼別演習場でのオスプレイ飛行演習報道について。

1点目として、平成29年4月の北海道新聞の報道を町としてはどのように捉えているのか。

2点目に、防衛省などの関係機関からの飛行演習についての通知や連絡、そういったものが来ているのか。来ている場合は、どんな内容になっているのか。

3点目に、矢臼別演習場でのオスプレイ演習についてどのように考えているのか。

4点目に、墜落事故や火災発生など、安全性が問題視されているオスプレイを受け入れすべきではないと考えますが、いかが考えているのか。

以上、質問を行って、私の1回目の質問とさせていただきます。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 12番、佐々木議員の質問にお答えをいたします。

1点目のヘルプマークについてのうち、ヘルプマークとその活用について、どのように捉えているのかについてであります。平成23年に東京都議会において、みずからも人工関節を使用している議員が、見た目からは障害があることがわかりにくく、優先席に座っていると不審な目で見られ、つらい思いを多くした経験から、外見では障害があることがわかりにくい人への支援が必要ではないかと提案し、その翌年に東京都がヘルプマークを制定し、配布と普及に取り組んだのが始まりと認識しております。

町では、昨年の障害者（児）ふれあいフェスティバル「こう福祉21」の幹事会において、ヘルプマークの取り組みについて協議されたことを受け、目的や活用方法などについて調査を行い、東京都内において配布されていたヘルプマークの実物を入手したところでもあります。「こう福祉21」開催当日は、展示コーナーにおいて、ヘルプマークとその目的、活用方法、使用者の声に関するポスターを掲示し、来場者への周知を図っております。

ヘルプマークの活用については、援助や配慮が必要な人がいることへの気づきや思いやりのある行動を促進することが目的であり、障害に対する理解を深めることや、心のバリアフリーを進める上で賛同できるものと捉えております。

次に、ヘルプマークは、障害者などの有効活用が期待され、全国的にも導入する自治体がふえており、ことし7月に日本工業規格、いわゆるJ I Sに登録される見込みとなっている、当町でも導入するべきと考えるが、いかがかについてであります。

ヘルプマークは、平成24年の制定以降、東京都が全国への普及を目指し、平成29年3月現在で6府県が導入し、民間企業にも広がっております。4月以降も全国で導入する市町村がふえている中、東京都は、ヘルプマークを全国的な統一記号にしようと日本工業規格への登録を提案したところ、経済産業省において、東京オリンピック・パラリンピックに向けた案内用図記号の見直しに合わせてヘルプマークの追加を決め、必要な手続を経て、7月には正式に登録となる見込みであります。

町におけるヘルプマークの導入については、支援をする側と支援を受ける側の両方がその意義を知ってこそ有効に活用できる点や、都市部においては公共交通機関や百貨店など活用の場面も多いヘルプマークをどのような形で導入することが望ましいか、障害に関連の団体から意見を聞いた上で整理し、効果的な導入について検討を進めていきたいと考えております。

続いて、2点目の矢臼別演習場でのオスプレイ飛行演習報道についてのうち、はじめに、平成29年4月の北海道新聞の報道を町としてどのように捉えているのかについてであります。この報道は、防衛省が矢臼別演習場で8月に予定している日米共同訓練で、米海兵隊の新型輸送機MV-22オスプレイを使った訓練実施を検討していることが分かったとの内容であります。町としては、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、防衛省などの関係機関からの飛行演習についての通知や連絡は来ているのか。来ている場合、どのような内容になっているのかについてであります。現在までのところ、これらの通知あるいは連絡はありません。

次に、矢臼別演習場でのオスプレイ飛行演習についてどのように考えているのかについてであります。この地域は酪農地帯であり、飛行物体の放牧牛への影響や事故等の安全性について懸念されるところであります。

次に、墜落事故や火災発生など、安全性が問題視されているオスプレイを受け入れすべきではないと考えるが、いかがかについてであります。仮に具体的な通知や連絡があった場合には、町として危惧される点について申し入れをしなければならないものと考えておりますし、国の責任で、これら懸念事項を払拭すべきものと考えております。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 まず1点目のヘルプマークについて、前向きに検討していただけないかという回答をいただいておりますので、それについてはよろしくお願いをしたいんですが、1点目でヘルプマークとその活用と書かせていただきました。ヘルプマークを使って、今、いろいろな自治体でヘルプカードというのものがつくられているところです。それは各自治体によっていろいろな形のものがつくられています。ヘルプマークというものは、鞆だとかいろいろなところにぶら下げるストラップみたいな、そういった形になってい

て、それは見た目で、その人が例えば障害があるなどか、妊娠しているなどか、そういうのが一目で分かって、災害のときにもすぐ役に立つと言われていています。その一方、ヘルプカードは、必要なときに、助けを求めたいときにそれを提示して助けを求めるといようなものなんですね。ヘルプマークと同時にこういったヘルプカードについても、その活用の一環として一緒に検討していただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） ヘルプマーク、それからヘルプカード、いずれもそういう活用をするものでございますけれども、いずれにしましても、障害の関係ある団体の皆さん、それから、これは助けを求められるほうが、それを認識して手助けができるということが本当に重要なものになります。それを提示する側ばかりでなくて、受ける側の意識が大事なものですので、そういった意見をいろいろ聞いて、その上で採用していきたいと考えております。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 今、課長の答弁、本当にそのとおりにんだと思うんです。ただ持っているだけでは、提示しても相手が分からなければ、余り効果はないのかなというふうに思います。

私もこれまで、実際にこういったヘルプカードがあれば、状況が違っているんじゃないかなというような経験というか、お話を聞いています。

まず、1件目は、ぜんそくの発作をお持ちの方でした。外出時にぜんそくの発作が起こって、そこに座り込んでしまったと。車が通っていたので、必死になって手を振ったんだけど、なかなか停まってもらえずに、そのうちに、発作がおさまってきたときに、ちょうど車から降りて声をかけていただいたと。そのときにただ手を振っていただけなので、そのときにこういったヘルプを求めるようなカードがあれば、もうちょっと早く見つけてくださる方がいたのかなということだとか、あと、車椅子で外出の際に、溝に挟まって動けなくなってしまったと。そのときに人が遠くを通っていたので、手を振って助けを求めたんだけど、相手もただ手を振っているだけだと思って手を振り返されて、ただ行ってしまったというような、そういった話も聞いています。そういったときにやはり助けを求める、そういったアイテムが非常に役に立つのではないかと私自身も思いますので、いろいろな関係者のところとも連携をして、ぜひ早急に進めていただきたいなと思いますが、再度、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 導入に向けて、いろいろな方、団体、意見を聞いて検討していきたいと思えます。



●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 ぜひ、よろしく願いをいたしますということで、1件目については終わります。

2件目、オスプレイの矢臼別演習場での飛行訓練についてお伺いをいたします。

それで、4月に北海道新聞に報道されました。報道されたときの町の対応というんでしょうか、まず、それはどのようにとったのか。それを事前に知っていたのか、あるいは、知らないで対応をしたのか、その辺についてお伺いをいたします。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 4月14日が一番最初の報道であったと認識をしておりますが、その時点、たしか朝刊で報道がありました。間もなく北海道防衛局のほうから厚岸町のほうに連絡がありまして、本省からの通知はない、防衛局としても一切把握している状況ではないということの連絡がありました。その時点で、日米共同訓練が北海道の演習場で行われると。第2・四半期というそうですけれども、4月から9月の間に北海道で日米共同訓練が行われるという連絡、これは既に公表がされていたと思いますけれども、この通知以外には全くなかった状況であります。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 突然に新聞報道で知ったということなんだと思うんですけれども、それで、ちょっと確認なんですけれども、今月23日前後に道の防衛局の方が町を訪問されたかなと思っているんですけれども、道の防衛局の方はいらっしゃいましたか。23日前後です。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

確かに6月23日、私にお会いいたしたいということでおいでになりました。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 そのときに、もう6月の下旬ですからね、オスプレイの飛行訓練に対するお話なんかは出されたのか、そのときには何も触れられなかったのか、話せるだけで結構ですので、どういったことだったのかお聞かせいただけますか。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 実は、信義の問題があります。といいますのは、非公開という前提の中でいろいろとお話をしましたし、それから、今お話ありましたとおり、北海道新聞の問題等、私のほうからいろいろとお話ししたなど。いろいろとあります。しかし、非公開ということでお話をいたしましたので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 非公開で話されたということなんですけれども、じゃ、正式に公開できるのはいつごろなのかということはおわっていますか。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） それについては、全くわかりません。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 この演習場については、さまざまな噂というんですか、オスプレイが来る来ないということで、今、矢臼別の演習場の中でいろいろな工事がされているとか、いろいろな噂が飛び交ってきますが、真実が分からないんですね、実際ね。正式なコメントもないものですから。私たちも、本当に来るのか来ないのかというところでは、すごく心配をしているんですけれども、そのときに、これも言えないのかな、日米共同演習の時期だとか、そういったことについても23日に来庁されたときに、規模的なものとか、そういったものというのは話されました、それも答弁できないかな。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 全くそういう話はありません。

ただ、せっかくの機会ですから、私のほうからお話をさせていただきたいと思いますが、去る6月26日に、佐々木議員もおいでになりましたけれども、厚岸平和委員会から、日米共同訓練でのオスプレイ飛行演習にかかわる要請書というものを私宛てにいただきました。その節に、私はいろいろなお話をさせていただいたところでありまして、全くそのとおりでありまして、今もってその考え方については変わっていないことをご承知いただきたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 実際の、私たちの目に見える形になる動きというのはこれからなのかというふうには思いますけれども、やはりご承知のように、今、矢臼別演習場で訓練が行われるかもしれないというようなオスプレイは、沖縄なんかで墜落事故が、これ、年々ふえてきているんですよ。墜落事故が起こったり、あとは、その熱によって枯れ

草が燃え上がって火災が発生するといった、そういったような構造自体が不安定だということも報道されていますけれども、危険性というものがまだまだ危惧されています。そしてまた、矢臼別演習場の中にはコウモリですとか、矢臼別演習場にしかない植物だとか、そういったものもたくさんあります。自然を破壊するということも危惧されます。どの程度まで進んでいるのかというのは分かりませんが、町民の中にもやはり危惧している、すごく不安視しているという方も大勢いらっしゃいます。ですから、これ以上は、これ以上ということは多分求められないんだろうと思いますけれども、はっきりした段階で、オスプレイが来る来ない、そういった演習の内容についても公表できる時がというんでしょうかね、時期になったら、本当にすぐにでも議会の中にも周知していただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私、考えておりますのは、仮にオスプレイの問題に関しまして、どうするのかについては、地元関係自治体に何らかのお話があるものと思います。そのお話に対しましても、地元の意見を尊重する、そういうことになるだろうと。それが私は最も大事なことであると思っている次第であります。

また、先ほど第1回目の答弁をさせていただきましたけれども、当地域は酪農地帯であります。牛等への影響が極めて大きいわけでありまして。先ほど申し上げましたとおり、要請書にもそういうことが書かれておりますので、そういうことを考えるならば、地元の町長の意見というものを今後尊重していただくものとして、私は信じております。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 1回目の答弁の中でも、町として危惧される点について申し入れをしなければならぬと書かれていますので、ぜひ、今、町長の答弁がありましたけれども、一刻も早く、何か動きがあったら教えていただくということをさらに要求いたしまして、私のほうの質問を終わります。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

何らかの動きがあるとするならば、私自体もお話しいたしましたとおりの意見を持っております。十分に相手に伝わるように、さらにそのことを私は強く要請してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（佐藤議員） よろしいですか。

以上で、佐々木亮子議員の一般質問を終わります。

次に、10番、杉田議員の一般質問を行います。

10番、杉田議員。

●杉田議員 10番、杉田でございます。通告書のとおり質問させていただきたいと思いません。

はじめに、核のごみ最終処分場についてでございますが、1点目、国は、本年夏にも高レベル放射性廃棄物の地層処分について、地域の地下環境などの特性を科学的特性マップとして示す方針とのことですが、本町がこのマップにより地層処分の候補地となる可能性についてどのように捉えているのか、お伺いいたします。

二つ目に、町は、厚岸町全体の地下構造や地下水脈について、どの程度の把握を行っているのかについてお伺いいたします。

2点目、子野日公園にある桜、普賢象についてでございますが、はじめに、普賢象までの散策路を高齢者や車椅子を利用するような人が容易に往来できるようにできないのか。

二つ目に、普賢象を保護するための施設が、かえって育成の支障になっているように感じます。景観も考慮した上で整備することはできないのか、お伺いいたします。

よろしくお伺いいたします。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 10番、杉田議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の核のごみ最終処分場についてのうち、はじめに、国は、本年夏にも高レベル放射性廃棄物の地層処分について、地域の地下環境などの特性を科学的特性マップとして示す方針とのことですが、本町がこのマップにより地層処分の候補地となる可能性についてどのように捉えているのかについてであります。報道によりますと、経済産業省と原子力発電環境整備機構は、5月14日、原発の高レベル放射性廃棄物、いわゆる核のごみの最終処分に関するシンポジウムを東京都で開催し、政府は、最終処分の候補地になり得る地域を日本地図上に示す科学的特性マップを今夏にも示す方針とのことあります。

本町がこの候補地となる可能性については、全く不明であり、コメントの出しようがない状況であります。

次に、町は、厚岸町全体の地下構造や地下水脈について、どの程度の把握を行っているのかについてであります。これも新聞報道によりますが、政府は、核のごみを地下300メートルより深い岩盤に埋める地層処分によって最終処分する考えとのことであり、町としては、これら深層の地下構造や地下水脈に関する調査は行っておらず、データは持っておりません。

続いて、2点目の子野日公園にある桜、普賢象について、普賢象までの散策路を高年齢者や車椅子を利用するような人が容易に往来できるようにできないのかについてであります。子野日公園の散策路は、園内を周遊できるように、平成20年度に特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源に約1,600万円の事業費で整備したものであります。

工法として、公園奥に向かって右側は従来からあった作業路を舗装し、左側はパーベキューハウスまでの通路を利用し、その先は自然のけもの道的なものを利用して、ダス

ト舗装と高低のきつい箇所は一部木製の階段を設置するなどして、園内の樹木をできる限り伐採しないで、自然的な景観を損ねないよう配慮した整備となっております。仮に現状よりも緩やかな散策路ルートに変更する場合は、園内の樹木伐採は避けられず、園内広場から散策路が目立つ景観になる可能性があり、また、散策路が長くなるなどのデメリットが想定されることから、現在のところは、散策路変更の考えはありません。

次に、普賢象を保護するための施設が、かえって育成の支障になっているように感じます。景観も考慮した上で整備することはできないのかについてであります。普賢象は、平成5年に厚岸桜の木保存会が財団法人日本さくらの会から桜功労表彰を受け、副賞として苗木を受領したものであります。

当時の大きさは、太さが小指くらいで、高さは1.3メートルほどでありました。暖地性の桜であることから、1年目は園内のビニールハウス内に植栽して環境に順応させ、翌6年に野外で育てましたが、寒さに弱いことがわかり、平成7年から再びビニールハウス内で育てることといたしました。

平成19年度に普賢象が大きくなったことから、厚岸桜の木保存会が20万円の資金を拠出して、幅6メートル、高さ7.5メートルの保護施設を整備しております。その後、普賢象がさらに大きくなり、施設拡張の必要性が出てきたため、厚岸桜の木保存会と協議し、実質的に子野日公園の管理下に置かれていることから、町費をもって施設整備することとし、平成23年度に約75万円、平成24年度に125万円をかけて、幅2メートル、奥行き10メートルの増設をしております。

この一連の増設工事は、根の成長を阻害せず、工事を安価にできるメリットを生かし、基礎工事をせずに鉄製の単管を組み上げる工法として、隣接する苗木育成用ビニールハウスに影響しない範囲と強度において最大限の大きさとしたものであります。

この一連の施設増設をするに当たって、普賢象が今後施設を越えそうな成長をした場合は、枝の剪定により対応することとしており、桜の剪定時期である晩秋に実施し、保護施設内に適度な大きさを保つよう努めているところであります。

現在まで、子野日公園の桜守である公園管理人、町の桜育成管理指導員である日本さくらの会桜守、浅利先生、厚岸桜の木保存会において、現状の普賢象管理についての変更などを求める意見はなく、当面は現状の管理を継続しつつ、将来的な育成管理に向けた情報収集や検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 10番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

最初に、1番目の最終処分場の話でございますが、仮定の話でありまして、深く掘り下げるべきではないと思いますし、また、コメントもしていただきづらいかと思うんですが、この最終処分場がどの地域に、厚岸町という限った話じゃなくて、どの地域になるかという、これも仮定の話なんです。もし仮に私が候補選定者であった場合に、日本全国の地図を見て、この道東、道北地域にまず目を向けないはずがないというふうに思います。その危機管理といいますか、万が一の話で恐縮なんです。仮に候補に挙がっ

た際、限りなく赤に近い黄色信号だと私は思っています。厚岸町に特定した話ではないんですが、万が一の話として挙げた場合に、速やかに、直ちに、反証といたしますか、反論できるデータを持っていることが住民の皆さんへの安心を得られることだと思います。

このデータを全く持っていないということが、私、今、笑いかけたんですけれども、自分の町の地下状況が分からないというのが、独自に調査してほしいというんじゃなくて、例えば、道の調査データですとか国の調査データといったものを入手して、少なくとも概要として、町として把握しておくべきではないのかと思います。いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） なかなか仮定の話でコメントしづらいというのがありますが、町議会は、平成26年9月に、この厚岸町に核のごみ最終処分場は要らないという議員発議による宣言をされております。したがって、執行側としても、この議会の決議というものを尊重すべきでありますし、重く受けとめて、これらの対応をしなければならないものだと思います。

それから、この300メートルの深層、300メートル緯線ですよね、国が考えている処分をする場所といたしますか。それらについては、ご質問者の質問ですけれども、厚岸町全体のということでもありますので、町は、そういう具体的な調査ということをやったことがございません。

北海道は、昭和25年6月に、北海道地下資源調査所というものを北海道の商工部内に設置されています。ここで北海道の地質調査研究が行われてきております。この組織が今は独立行政法人北海道立総合研究機構という組織に変わって、独立行政法人化されております。ここで北海道全体の掘削調査をやっているかということ、なかなかそうではないみたいです。過去の地質学者によるそれぞれの文献の調査でありますとか、それから、もし仮にそういう調査をする場合の相談業務に当たる、技術的な支援にも当たるということをされているようであります。

そういう組織がありますから、ある程度の、ある程度ってどの程度かよく分かりませんが、データはまるっきり白紙ということではないんだろうと思っています。それらがあったからといって、先にご答弁を申し上げた議会の発議による宣言、看板まで設置して町民の皆さんにもアピールをさせていただいているということを考えますと、仮にそういうことがというか、どういう表示にされるのか分かりませんが、候補地みたいな形で挙げられたとしても、毅然としてお断りを申し上げていくという態度をとらなければならないというふうに考えております。

●議長（佐藤議員） 10番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

その看板、最終処分場は要らないという看板は、恐らく沿岸地域どの地域でも立てら

れているかどうか分かりませんが、どの地域も要らないという方針だと思います。町も。国としてはどこかにつくらなければならないという方針だと思います。だから進めているんだと思うので。

私が申し上げたいのは、もちろん私も反対ですし、議会としても反対という意思表示されているんですけども、科学的に、地質学的に不可能でありますよ、厚岸町のこの地域では不可能でありますよというデータを幾つかでも準備されていくことが望ましいんではないかと思います。恐らく国の方針ですと、当然国有地を選定されますでしょうし、それに対して町が駄目ですよという言葉で拒否するよりも、科学的、地質学的に調査分析のデータを示して、建てることすらできませんよというデータを突きつけることが何よりの反証であろうかと思います。

恐らく、これ以上掘り下げることができないと思います。仮定の話ですので、すべきではないと思いますので、これについては調査分析をご検討いただきたいという要望を申し上げて、1番目の質問については終わりたいと思います。

2番目の質問ですが、普賢象についてですが、はじめに散策路ですね、高齢者や車椅子の方が容易に往来できるようにできないかという話なんですけど、実際に私が散策路を歩いていたら、ほかの町からいらした観光客の方が、奥様方3名でしたでしょうか、途中まで来て折り返していったと。もうこれ以上、遠くて遠くて行けないんですという話でした。大変すばらしい桜で、ぜひ見に行っておしかったですけど、距離にして500メートルかと思います。普通の健常者の方でも大変ハードな道のりかと思います。

今現在、そういった散策路の変更、変更を求めているわけではなくて、何らかの、例えばモノレールですとか、軽トラックですとか、あそこ軽トラックぐらいでは上れると思うんですけど、高齢者ですとか車椅子の方に限定して、優先的にそういったことができないのかなど。まず、提案としていかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 前段のほうの答弁は要らないように聞こえたというか、それでよろしいですか。（発言する者あり）済みません。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 具体的な提案として、エスカレーター的なものを整備できないのかということがまず1点、言われましたね。そういった人工的なものでもってあそこに乗降させるということは、一切、今のところ考えてございません。

もう一つ、軽トラということでございますけれども、祭りの期間中、サービシ的に実には行っている例がございます。でも、それを大々的にアピールしてやるとなると、そこに殺到する可能性もございます。あくまでも車1台しか、軽トラが1台ようやく通れるぐらいの通路です。交差はできません。そこを歩いている人も現実にいるところを、何回も車が往来するというのも、また散策を楽しむ人にとっては不愉快な思いをすることもかもしれない。ちょっとは上れるかも分からないけれども、軽トラがあるなら乗せてくだ

さいとか、車で行けるのなら乗せてくださいということも出かねないとも思います。この辺は非常に微妙な、デリケートな問題も含んでいるかなと思います。

そういった状況の中ですので、今の状況、前とは今は、普賢象を見たいという人、確かにふえていると思います。そういった中で、何とか散策路という意味合いをちゃんと考えていただければと思います。まずは、あそこを歩いて楽しんでいただくと、公園を。というのがまず位置づけでございます。

それから、多分、車椅子の方々は、一人では来ません。必ず介助する方もいますから、もし1人で押せないんでしたら、またスタッフが介助してあげるとか、そういったことも今後検討する中で、何とか行きたいという方に配慮できないかなということも考えていきたいと思っています。

●議長（佐藤議員） 10番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

二つ目の普賢象そのものの、簡単に言うとハウスですよ、施設といいますか。あのハウスが、満開のときになると大変窮屈そうな雰囲気なんです。全景を見るにしても、中に入ってしか見れなくて、全景たる全景、その桜の全景というものを見ることができない状況なんですよね。

確かに育成に関しては問題なく、浅利先生も支障なく、育てる施設としては支障ないんだと思うんですが、観光地として見せることを考えると、4月から6月ぐらいでしょうか、花が咲いている時期は。その時期だけでもオープンにできるようなつくりができないのかなと。新たなものを、ハウスを別に建てるとかというもまたあれだと思うので、要するに、このハウスは冬期間を越させるためのものだと思うんです。4月から開花時期に向けて早めるような効果があるハウスだと思うんです。せっかく早めて、桜まつりの時期に合わせて育ててつくってもらった立派な桜を、全景が見られないというのは、大変僕はもったいないと思うんです。見せ方として、やはりハウスをその時期だけでも取り除けないのかなと思います。いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 町長の1回目の答弁からあったとおり、この普賢象については、厚岸桜の木保存会が全国の桜功労の表彰を受けたときにいただいた苗木が今の成長した形になっているということでございます。

最初は、せっかくいただいた苗木を成長させたいと、枯らしたくないという思いで、上の苗畑のところの横の一角に植えたのが始まりでございます。現状は枯らすことなく、1回はハウスを取ってならずなのであれば、苗木のときのほうがいいということもあったようでございますけれども、2年目に取ったけれどもやっぱり駄目だったと。これはやっぱり囲わなければならないということで現在まで来ているということでございます。

立派な木になったということで、確かに質問者が言われるとおり、何もなくて、立派な花としてあって、そこをきれいな写真を撮るだとか鑑賞できるというのは、一番いい



形ではあろうかと思えます。思いますが、いろいろ調べてみているんですが、質問者は冬の間だけあればいいとおっしゃいましたけれども、それはそう言い切れるかどうかというのは別かなと思えます。というのは、松前城址公園にも普賢象という桜があります。松前ですから道南。厚岸とは比べものにならない暖かいところです。日本海海流の暖流が流れて、全然気温が違うところです。桜の開花時期も厚岸町よりも1カ月以上も早い場所ですので。そこでも普賢象は、実は囲わないであるそうなんですけれども、そういったところでも通常の桜、あそこで咲いている桜の1カ月以上たたないと咲かないそうです。

ですから、そういった状況の中で、仮にハウスを取ってしまうと、まずは枯れてしまう可能性がある。生きていても、今みたいな立派な花をつけない可能性もあるとか。何かにかけるというのは、今の段階ではちょっと難しいかなと。かわりに、もっと立派なもので、もっと大きなものをということも考えられるんですが、現状は単管を組み合わせたもので、基礎工事はしていません。中に人が入るという形が望ましいとおっしゃいましたけれども、中に人を入れるとなると、建築確認が必要な基礎をかちとして、躯体もかちとしたものでないと認められません。そうすると、相当大きなものでなければならぬと。今はもう地下に根を張っていますので、どこまで根が伸びているのかという確認をしないと。基礎工事で根を切ってしまったら枯らす原因にもなります。

それと、そういった大きな工事があの頂上でできるかという問題があるんですね。というのは、先ほど来答弁していますけれども、作業路、散策路に使っている作業路は、軽トラ1台が通る幅しかないんです。そうすると、基礎コンクリを打つ生コンを積んだトラックが上がるとか、いろいろな資材が要るだとか、車両通行は今の現状では不可能です。その工事をするために、工事用の通路をつくるために拡張工事をするなんてもつてのほかだと思えますので、それにかわるものとしては、例がないわけではないんですけれども、ヘリコプターで資材を運ぶという方法もあります。これは莫大な建築費用になってしまいます。

そういったこともありますので、1回目、町長も答弁されておりますけれども、まず情報を集めるということが大事かなと。普賢象についてももう少し知る必要がある。それと知見をたくさんお持ちの浅利先生のご意見はやっぱりきちんと伺う必要はあるだろうなど。それから、桜の木保存会の方々も、やっぱりあそこの公園の管理についてはさまざまな協力、考えもお持ちですので、そういった関連するの方々のご意見を聞く、情報も集めるなどして、今よりはこういった形がいいのかということは将来に向けて検討してまいりたいということです。ご理解いただきたいと思えます。

●議長（佐藤議員） 10番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

私個人的といいますか、ぜひ見ていただきたい桜なものですから、今後、見せ方についてもご検討いただければなと思えます。

以上です。終わります。

●議長（佐藤議員） よろしいですか。

（「はい。ありがとうございます」の声あり）

●議長（佐藤議員） 休憩します。

午後 4 時32分休憩

午後 4 時33分再開

●議長（佐藤議員） 再開いたします。

●議長（佐藤議員） 本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後 4 時33分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成29年 6 月28日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員